

福島学院大学研究紀要

vol.69

【学術論文】

「生きる力」を育成する学校・幼稚園、授業・保育の在り方に関する一考察（その1） 鳴原 理 1
～学習指導要領・教育要領の変遷と「生きる力」育成に関する諸課題を踏まえて～

A県における保育者を対象とした Off-JT 実施の現状と課題 鈴木久米男 11
～県及び抽出市町村、関係団体等による研修の実施状況調査を踏まえて～

東日本大震災・原発事故が子ども関連地域指標に及ぼす影響 小島有里子 25
小野舟瑛
鈴木さとみ
内山登紀夫

東日本大震災・原発事故後による福島県内避難者支援の今後のあり方に関する提言 関 靖男 35
～生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）の考察を踏まえて～

5歳児健診の補助ツール開発の試み：機械学習を用いた学校不適応予測モデルの作成 小野舟瑛 47
野村昂樹
佐藤千嘉子

SUMMARY
STUDY
REPORTS

2025c

福島学院大学

福祉学部・マネジメント学部
短期大学部

福島学院大学研究紀要

vol.69

福島学院大学

福祉学部・マネジメント学部
短期大学部

SUMMARY
STUDY
REPORTS

2025c

【学術論文】

「生きる力」を育成する学校・幼稚園、授業・保育の在り方に関する一考察（その1）

～学習指導要領・教育要領の変遷と「生きる力」育成に関する諸課題を踏まえて～

A study on schools, kindergartens, classes and childcare that foster "the zest for life" (Part 1)

～Based on changes in the curriculum guidelines and educational guidelines

and various issues related to developing "zest for life"～

鶴原 理

SHIGIHARA OSAMU

キーワード 生きる力 小学校学習指導要領の変遷 ハイブリッド型カリキュラム
子どもに手をかけ過ぎる授業

目 次

はじめに

- 1 問題の所在
- 2 小学校学習指導要領の理念や趣旨はどのように変化してきたか
- 3 なぜ「現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」という認識が示されたのか
- 4 学校現場の状況を踏まえた「道半ば」についての見解

はじめに

「生きる力の育成」は、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を貫く理念や趣旨そのものを象徴するキーワードである。平成10年に初めて示されて以来、27年の月日が流れた現行学習指導要領でも「生きる力」の育成は継承されている。およそ教師たる者、目の前の子どもが健やかに成長し、自らの手で未来を切り拓いていく力を身につけてほしいと願わぬ者はいなはずである。

しかしながら、中央教育審議会への諮問（令和6年）では、「『生きる力』の育成は道半ばである」という衝撃的な認識が示された。(1)

本論文では、「その1」として、まず小学校学習指導要領の変遷を踏まえ、「道半ば」と指摘されている要因や背景を考察する。

その上に立って、「その2」では、幼稚園教育要領の変遷を踏まえ、小学校教育と幼稚園保育の実情をもとにしながら教育・保育の現場における「教育課程の運営・管理」の在り方や具体的な改善の方向性を示していきたい。

さらに、「その3」においては、未来予測が難しい極めて変化の激しい現代社会を生き抜いていく子ども

たちに必要な資質・能力を分析し、教育・保育現場における具体的な教育・保育活動の在り方について提案していきたい。

1 問題の所在

令和6年12月25日に次期学習指導要領改訂に向け、中央教育審議会への諮問がなされ、「我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている」としながらも、「全体としては、現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」であるという。

筆者は、永年福島県公立学校教員として小学校教育に携わってきた。また、福島市教育委員会事務局職員として、学校訪問等の機会を通じ、幼稚園教育、小・中学校教育、特別支援教育についても指導助言を行ってきた。その経験から、学校現場の最前線にいる教員の多くは、「教員の人材不足」「教育のICT化の急激な進展」「子どもを巡る問題の多様化」など深刻かつ多様な問題を抱えながら、目の前の子どもたちのため身を削るようにして自身の職務に邁進している。そのような中、今回の諮問において、「道半ば」との認識が示されたことは、学校教育の現場に身を置いた筆者

にとては衝撃的ですらあった。

しかし、一方で、自らの取組みを含め、学校を俯瞰的な視点で見たとき、現在の学校は、目の前の様々な問題をいかにして解決するかにとらわれるあまり、思考が視野狭窄に陥り、「学習指導要領の理念や趣旨」といった大局的な視点が欠けてしまっているのではないかという課題も見えてくる。特に、学校の教育活動の中核をなす授業の在り方や、校長の「自校の教育課程経営」においてそうした傾向が強いように感じる。宮前が2007年に指摘した「教えられたことを覚え、再生すること、覚えたことをしっかり練習し、確実に身につけ、計算ができることなど基礎的、基本的事項の定着レベルのことが、きわめて重要視され始めてきている。」(2)という課題が、現在の授業にも当てはまるのではないかと筆者は考えている。

また、近年「ICT教育」「外国語教育」など新たな教育内容が付加され、肥大化した教育課程を「こなす」ことで精いっぱいになり、自校の人的、物的、社会的リソースを踏まえ、自校の子どもたちに学習指導要領の理念を実現するため、いかに教育課程を重点化、焦点化していくかという視点が、教育課程編成の責任者たる校長に欠け始めているのではないかと危惧している。

本稿では、まず、「そもそも『学習指導要領の理念や趣旨』とは一体何なのか」について、小学校学習指導要領の変遷を概観し、その求める力について整理し、分析していく。その上で、「現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」との認識が示された原因について学習論、教育課程論、授業論の立場から考察する。

2 小学校学習指導要領の理念や趣旨はどのように変化してきたか

学校は、教育基本法第6条第1項に定められているとおり「公の性質をもつ」ものであり、全国的に一定の教育水準を確保する必要があることから、本来、各学校が創意工夫して編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設け、国全体としての統一性を保つために、教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示した「学習指導要領」が定められている。

本章では、まず初めに、小学校学習指導要領を中心

に、様々な社会的な背景や要請に影響されながら学習指導要領の理念や趣旨がどのように変遷してきたかを概観し、整理・分析していく。

(1) 1947年（昭和22年）学習指導要領試案

冒頭、「いまわが国の教育はこれまでとちがった方向にむかって進んでいる。」と述べられているとおり、戦前の教育への反省から、新たに定められた日本国憲法、教育基本法の理念を具現化することを目指した教育改革として画期的な意味を持つものである。教育の目標を達成するためには、「一定の骨組みに従いながらも、その地域の社会の特性や、学校の施設の実情やさらに児童の特性に応じて、それぞれの現場でそれらの事情にぴったりした内容を考え、その方法を工夫」していくことが求められ、「教師自身が自分で研究して行く手びき」として作成されたことが示されている。

第一章 教育の一般目標において「わが国の教育の根本的な目的は、教育基本法のはじめに示されているとおりである。」として、「具体的な教育の目標」は、次の4つの視点から、「人の生活の根本というべき正邪善惡の区別をはっきりわきまえるようになり、これによって自分の生活を律して行くことができ、同時に鋭い道徳的な感情をもって生活すること。」「社会生活を発展させる根底となる責任感を強くし、何事についても、まず生活をともにする人々のことを考え、力を合わせてともに働き、またともに楽しむ態度を持つようになること。」など25の目標を掲げている。(3)

- 一 個人生活については
- 二 家庭生活については
- 三 社会生活については
- 四 経済生活および職業生活については

現在の学習指導要領のような法的拘束力をもつ「大綱」ではなく、教師が学習指導の研究を進めていくための「手びき」であり、その内容は経験主義的な色彩が強い。教育の目標達成のために、「その出発点となるのは、児童の現実の生活であり、またのびて行くのは児童みずからでなくてはならない」ということである。このことを忘れて、ただ目標にばかり目をうばわれていると、教育はからまわりすることになり、形式

的になって、ほんとうに目標とするところに達しがたい。」(4)と示されていて、文部省が示した新しい教育の出発点に込めた願いの所在がここにあったことを、今、改めて注目したい。

(2) 1951年(昭和26年) 学習指導要領試案 改訂版

1947年(昭和22年)の試案の改訂版として発表された。「根本的な考え方については変わっていない」としながらも、その後の調査・研究や様々な意見聴取に基づき、内容を補充、整理したものとなっている。

I 教育の目標 2. 教育の一般目標では、「個人の望ましい成長発達は、社会の維持改善をもたらすものであり、また、社会の維持発展のためには個人の望ましい成長発達をはからねばならない」との考え方方に立脚し、「個人生活」「家庭生活および社会生活」「経済生活および職業生活」の3つの側面から「望ましい社会の構成員となるために、児童・生徒が常にそれを目ざして学習経験を積むべき事がら」として、「自主的に、すすんで物事を学ぼうとする強い意欲と正しい態度とをもつようになる。」「家庭および社会において、お互に個人の価値を認め合い、お互の立場を尊重し合って、楽しく明るい生活をつくり上げるようになる。」「いろいろな職業についての理解を広め、個性を自覚して自分で自分の個性に合った職業を選択することができるようになる。」など、36の目標が掲げられている。(5)

令和5年6月16日に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」のキーワードの一つである「ウェルビービング」とも類似した考えが、既にこの時点で明らかにされていることに注目したい。

しかし、経験主義に基づく子どもの活動重視の教育は、基礎学力の低下を招き、「はいまわる経験主義」として批判にさらされた。

(3) 1958年(昭和33年) 改訂

1958年の学校教育法施行規則の一部改正により、学習指導要領は、文部省が告示するものとして示され、「法的拘束力」(6)を持つものとなった。

また、学習指導要領が、教育課程に関する国の基準として大綱化が図られたことにより、記述内容は試案に比べて大幅に簡明なものとなり、「総則編」から学

習指導要領の理念ともいべきものを見いだすことはできず、ただ、次の記述があるのみである。

各学校においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、小学校学習指導要領、教育委員会規則等に示すところに従い、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。

この改訂では、基礎学力の充実を図るため、系統的な学習が重視され、国語、算数等の教科の内容が充実され、時数も増加した。また、教育活動全体を通じて行われる道德教育を「補充し、深化し、統合」するものとして「道徳の時間」(7)が新設された。

(4) 1968年(昭和43年) 改訂

1957年のソ連による人類初の人工衛星「スプートニク1号」の打ち上げ成功がもたらしたアメリカを初めとする西側諸国の危機意識、いわゆる「スプートニクショック」は、教育にも影響を及ぼし、理数教育を中心に「教育内容の現代化」が進められた。日本もその影響を受け、高度経済成長を背景とした「教育内容の一層の向上」を期して学習指導要領の改訂が行われた。算数に集合を導入するなど「時代の進展に対応した教育内容」が導入された一方、各教科の学習内容は過去最高となったことで、「過密ダイヤ」「見切り発車」「つめこみ授業」「新幹線授業」などの言葉が生み出され、授業についていけない子どもが大量に発生する結果となった。この、いわゆる「落ちこぼれ」問題は、社会的にも大きく取り上げられ、「つめこみ教育」の弊害が社会問題化した。

この改訂においても「総則」に理念を明確に表現した記述を見いだすことはできず、「学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えてもさしつかえない」(傍点、筆者。以下同じ)

「日常生活の基本的行動様式の指導の徹底を図る」などの記述がその特徴を表していて興味深い。

一方で「学業不振の児童については、特別の配慮のもとに指導を行なう」という記述も見られるが、教育内容が過密化、肥大化した学校現場においてその趣旨が十分に活かされることがなかったという点は、現在にも通じる大きな示唆を与えている。

(5) 1977年（昭和52年）改訂

高度経済成長が終焉を迎える、世界的な教育の流れは「教育の人間化」へと変化していった。日本もその影響を受け、学習指導要領改訂に先立って教育課程審議会答申「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準について」において次の3つのねらいが示された。

今回の教育課程の基準の改善は、自ら考え正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成ということを重視しながら、次のようなねらいの達成を目指して行う必要がある。

- (1) 人間性豊かな児童生徒を育てること
- (2) ゆとりあるしかも充実した学校生活が送れるようにすること
- (3) 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること

この答申を受け、改訂においては、これまでの知偏重の教育から、「知・徳・体の調和の取れた発達を目指す」ため、「各教科等の内容の精選や授業時数等の改善」を行う方向へと舵が切られた。「自ら考え正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成」という文言からは、後に示される「生きる力」のルーツともいべき考え方を読み取ることができ、大変興味深い。

「総則」においては、2項に道徳、3項に体育が示されたこと、7項に「全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成する」と示されたことなどから、答申を受けた改善の方向性を見て取ることはできるが、総則からは、中教審答申に示された「自ら考え正しく判断できる力をもつ児童の育成」のような、文部省の明確な理念を表した記述を読み取ることはできない。

(6) 1989年（平成元年）改訂

この改訂より、幼稚園教育要領も同時に改訂されることとなり、幼、小・中、高が一貫した理念の下「社会の変化と幼児児童生徒の生活や意識の変容」に対応する体制が整ったといえる。

「総則 第1 教育課程編成の一般方針」には、次のように改訂学習指導要領の理念ともいべきものが明示されている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない

低学年においては、社会科及び理科を廃し、生活科が新設された。「具体的な体験や活動を通して」「自立への基礎を養う」ことを目標とする生活科が新設されたことは、改訂の理念を具現化する象徴的な意味をもち、かつて「はいまわる経験主義」として廃された経験主義、子ども中心主義的な学習を、系統主義的な教科学習に取り入れることは、バランスのよい教育課程を編成していく上で大変意義深いことである。さらに、幼稚園教育要領と小学校学習指導要領を一体的に改訂して、幼・小の繋がりを明確に示したことは重要である。

また、総則に「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力」を育成することが明示されたことは、教師による知識・技能の効率的な伝達としての授業から体験的な学習、問題解決的な学習、探究的な学習へと授業の在り方そのものを変化させていくことが求められていることを示すものである。平成元年は、筆者が教職に就いた年もあるが、学校現場においてはまだ知識・技能を伝達する授業が一般的であったというのが、肌感覚としての実感である。

(7) 1998年（平成10年）改訂

この改訂は、平成元年改訂の理念をさらに推し進め、「総則」に次のように示された。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

この改訂により、今まで続く学習指導要領の基本理念である「生きる力の育成」が初めて示された。

「生きる力」は、平成8年の中央教育審議会第一次答申において次のように説明されている。

これからの中学生たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるために健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。

【生きる力】は、全人的な力であり、幅広く様々な観点から敷衍することができる。

「生きる力」は、課題発見力、思考力・判断力、課題解決力、豊かな人間性、健康や体力などの「全人的な力」であるとともに、個人の内面的な資質として示されており、子どもたちが「変化の激しいこの社会」を生きていくためには、これらの資質・能力を「バランスよく」育成することが重要であるとされている。「生きる力」は「学ぶ力」そのものであり、さらに人間としての在り方の基本でもある。

この理念を実現するために、学校は、「[ゆとり]のある教育環境で[ゆとり]のある教育活動を展開する」必要があるとして、各教科等の指導内容を厳選するとともに、総授業時数を「ゆとりあるしかも充実した学校生活」を打ち出した1977年（昭和52年）改訂で示した時数よりもさらに少ない945時間（6年）とした。さらに、改訂の目玉として、「地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う」「総合的な学習の時間」を新設し、小学校から高等学校まですべての学校種において実施するものとし、小学校においては、3・4学年が年間105時間、5・6学年が年間110時間を教育課程に位置づけることとした。

しかし、総合的な学習の時間は、研究開発学校等で先行的な実践が行われていたとはいえ、一般的の学校に

おいては、その趣旨が十分に理解されていたとは言い難い面もあった。さらに、多くの教員にとって何もない状態からからカリキュラムを創造するという経験は初めてのことであり、「何をどうすればよいのか分からない」というのが実感であった。学校現場においては、五里霧中の中、学習指導要領に例示された「国際理解教育」「情報教育」「環境教育」「福祉・健康教育」を教師がお膳立てしたカリキュラムに則って行うといった、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する」という、文字通り「生きる力」の育成に直結するような総合的な学習の時間のねらいとはほど遠い実践が行われていたのも事実である。

「ゆとりある教育環境で「生きる力」を育成する」という理念は、大変先進的なものだったが、社会的には、教科内容の減少による学力低下批判にさらされることとなり、2003年（平成15年）一部改正を余儀なくされた。

（8）2003年（平成15年）一部改正

10月の中央教育審議会答申において、「生きる力」は「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の総体として再定義され、「生きる力」を知の側面から捉えた「確かな学力」育成の取組の充実が求められた。「総則」には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導できることや、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導等の充実が明示された。

一部改正ではあったが、国が一度示した方向性を転換することの意味は極めて大きく、学校現場においては、「ゆとり教育」から「教科指導重視」へという認識が広がったことは事実であり、従来の知識・技能を効率的に伝達する「教師主導」の授業が増える結果を招いた。

（9）2008年（平成20年）改訂

改訂に先立って2006年（平成18年）に教育基本法が、2007年（平成19年）に学校教育法がそれぞれ改訂され、それらを受けて初の学習指導要領の改訂となった。

「総則 第1教育課程編成の一般方針」には、次の

ように示されている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

「生きる力」の育成という理念を継承しつつも、2007年（平成19年）の中央教育審議会答申で示された「知識基盤社会」における学力観である「知識・理解・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に取り組む探究的態度」という3層構造の学力観が強く打ち出されている。1998年（平成10年）改訂において示された「全人的な力」としての「生きる力」の知の側面が強調されており、「ゆとり教育」からの転換が明確である。1998年（平成10年）改訂の目

として新設された「総合的な学習の時間」の年間110時間の時数は、70時間と大幅に削減される形で教育課程に位置づけられることとなった。変わって、国際化社会に対応するため小学校5・6学年で「外国語活動」が新設された。総授業時数は6学年で980時間と、1998年（平成10年）改訂よりも年間35時間増加し、学校現場としては、2002年（平成14年）に完全実施された学校週5日制により、年間授業日数が物理的に減少している中で、6校時日を増やしたり学校行事を精選したりして対応するよりも、時間的なゆとりのなさは、教員にとって負担感の増大に繋がった。

（10）2017年（平成29年）改訂

グローバル化の進展や技術革新等による急速な社会の変化により予測困難な時代の到来を迎える中、2030年の社会を生きる子どもたちに必要な資質・

能力を育成することを目指し、学習指導要領の改訂がなされた。

「総則 第1小学校教育の基本と教育課程の役割」には、次のように示されている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする

「生きる力」の育成という理念は継承されつつも、新たに「主体的・対話的で深い学びの実現」という授業改善の視点が示された。さらに、子どもたちに育成すべき資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で整理するとともに、それらの資質・能力を社会と共有する「社会に開かれた教育課程」を重視している。また、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくため「カリキュラム・マネジメント」により教育の質を高めていくことが求められた。

これまでの「総則」に比べて、質・量ともに大きく増加しており、解説「総則編」のページ数は、2008年（平成20年）改訂の解説よりも140ページ以上増えている。これまでの学習指導要領の枠組みを維持しつつも、子どもたちが自らの手で未来を切り拓いていくことができるための資質・能力を育成すべく、意欲的かつ先進的な改訂がなされた。

しかし、不幸なことに学習指導要領の実施時期が新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と重なってしまった。学校現場や教育委員会は、子どもたちの安全・安心を守るために全精力を傾けなければならない状況となり、筆者自身も正直「学習指導要領改訂どころではない」という受け止めだった。そのため、改訂の理念や趣旨、具体的な改訂内容等が十分に理解されないまま、見切り発車となってしまった感は否めない。

ここまで、1947年（昭和22年）の学習指導要領試案から2017年（平成29年）改訂までの学習

指導要領の変遷を概観しながら、その理念や趣旨がどのように変化してきたかを整理し、所感を述べてきた。

学習指導要領は、その時々の社会の要請や子どもたちを取り巻く環境の変化により、経験主義から系統主義、ゆとりから知育偏重へと変化を繰り返してきたが、1998年（平成10年）改訂において「生きる力の育成」が提起されて以降は、その理念が継承されている。「生きる力」は当初、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」などの内面的な資質・能力として定義されていたが、社会の変化に伴い、「変化の激しい社会を生きるために必要な力」として社会的な資質・能力へと徐々に変化を遂げ、平成29年改訂では「社会に開かれた教育課程」というあらたなキーワードが提示されている。しかし、「生きる力」の育成という理念自体は27年間にもわたって継続されている訳であり、今般の諮問において「全体としては、現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」という認識が示されたことは、永年、この時代の小学校教育に携わった筆者にとって衝撃であると言わざるを得ない。

次章においては、中教審への諮問において「浸透は道半ば」との認識が示された原因について考察していきたい。

3 なぜ「現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」という認識が示されたのか

（1）中央教育審議会諮問（令和6年12月25日）

まず初めに、中央教育審議会への諮問において「浸透は道半ば」との認識が示された根拠を整理しておく。諮問において課題として挙げられているのは、以下の6点である。

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること
- ・ 生成AIには扱えない概念としての知識の習得や深い意味理解をすること
- ・ 自分の考えを持ち、根拠に基づいて他者に明確に説明すること
- ・ 自律的に学ぶ自信がある生徒が少ない
- ・ 子供の社会参画の意識

・ 将来の夢を持つ子供の割合

諮問の基礎資料を見ると、全国学力学習状況調査、O E C D生徒の学習到達度調査等、様々な調査の最新の結果から上記の課題が導き出されていることが見て取れる。これらの課題はどれも、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する」資質・能力である「生きる力」と密接に関連している。先にも述べたが、「生きる力」の育成が学習指導要領に示されて27年が経過したにも関わらず、改善傾向にあるとはいえ、これらの課題が示されるという事実を、筆者自身を初めとして現場の教員は、襟を正し、真摯に受け止める必要がある。

では、なぜ、27年を経過してなお、子どもたちに「変化の激しい社会を生きるために必要な力」である「生きる力」が育っていないのか。筆者自身の経験も踏まえながら、さらに考察していきたい。

（2）学習指導要領の現場からの「遠さ」

中央教育審議会教育課程企画特別部会の協議の中で、「学習指導要領が現場の教師から『情報量が多く複雑』、『様々な学び方に関するキーワードが多くその関係性などが実感を伴って理解しにくい』などと認識されている実態」(8)があるという指摘がなされているが、筆者も全く同感である。先にも述べたが、特に平成29年改訂の現行学習指導要領は、実施時期がコロナ禍と重なったことに加え、内容が大幅に増えていることもあり、現場の教員にとっては「遠い」ものであるというのが偽らざる実感である。

かつて、学習指導案の作成に当たっては、まず学習指導要領に立ち返り、目標や指導事項を確認することを教えられたが、昨今は、授業研究会等の学習指導案検討等の場面で授業者に「学習指導要領は読みましたか。」と問いかけると、「教科書会社の指導書は読みましたが、学習指導要領までは読んでいません。」といった返答が増えてきたように思う。

デジタル化の進展とともに、インターネット等を活用して情報を得ることが容易になっていることも、教員の「学習指導要領離れ」ともいうべき現象に拍車をかけているのではないかと考える。

(3) 系統主義的なカリキュラム認識

学習指導要領の昭和33年改訂において、それまでの経験主義的、児童中心主義的カリキュラムから、系統主義的なカリキュラムへと大きな転換がなされたことは先に述べたが、教科を中心とした授業は、既存の学問体系を背景として教育内容を論理的な順序によって系統的に構成した系統主義的なカリキュラムによって行われることが一般的である。学校教育に課せられた責務の一つは「学力向上」であり、系統主義的なカリキュラムにより、ある一定の内容を身につけさせようとする教科指導の流れは妥当なものといえる。

その一方で、平成元年改訂で「生活科」、平成10年改訂では「総合的な学習の時間」が新設された。これらは、系統主義的なカリキュラムではなく、子どもの興味・関心や問題意識、地域の実態等からカリキュラムを作成していくことが必要である。筆者は、生活科創設時に研究指定校に勤務していた経験がある。子ども一人一人の興味・関心や実態を捉え、地域の教育資源を掘り起こし、一からカリキュラムを創っていく作業は決して楽ではなかったが、とても楽しいものだった。カリキュラムを創る過程で、教師が子どもに一定の知識・技能を伝達・指導する授業を脱し、子ども一人一人の思いや願いを把握し、子どもの意識の流れに沿って組み立てていく授業の在り方について、先輩や同僚と熱く語り合ったことも、その後の自分自身にとって大変有益だったと感じている。

平成27年の一部改正により「特別の教科道徳」となった道徳の時間や特別活動も教科の系統主義的カリキュラムとは全く異質なカリキュラムである。つまり、現在の教育課程は、教科の系統主義的なカリキュラムと生活科、総合的な学習の時間の経験主義的なカリキュラムが組み合わさった、いわば「ハイブリッド型カリキュラム」⁽⁹⁾によって構成されている。

カリキュラムの類型が異なれば、当然、指導原理や評価の考え方も異なってくる。筆者は、かつて勤務していた学校の校長から「教科を研究している先生は、その教科の中で全てを行おうとする傾向がある。教育課程は、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の4本の柱（当時）で構成されている。子どもに「生きる力」を育成する上で、それぞれが担うべき役割があるということを理解して指導するほうが効果的だ」と教えていただき、目から鱗が落ちる思いがした。そ

うした教育課程の認識が、学校現場にどれだけあるかは疑問である。特に、生活科は教育課程上「教科」に位置づけられていることから教科書があり、「教科書を」指導している授業が散見される。

系統主義的なカリキュラム認識への偏りが、「生きる力」の育成に重要な意味を持つ生活科や総合的な学習の時間本来の目標の達成を阻害している面があるのではないかと考える。

(4) 子どもに手をかけ過ぎる授業

筆者がこれまで参観してきた授業の中には、子どもが失敗をしないように教師が先回りをして指示したり助言したりする授業が相当数あった。また、教師が考えたとおりに学習活動を進めさせたいあまり、子どもの考えたやり方を規制してしまうような授業もしばしば見られた。

「生きる力」とは、先述したとおり「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」であり、日々の授業の中でそうした経験をしていなければ育つ訳がない。

一見、問題解決的な流れを取っていながら、子どもが持った問い合わせを教師の言葉に言い換えることで、あらかじめ予定されていた課題が教師から提示される授業や、教師が準備したワークシートの質問に沿って課題解決がなされる授業、さらには、自力解決の段階で机間指導によって子どもの考えを教師が想定していたものへと矯正してしまい、集団思考の段階では、ほぼ全員が同じ考えになってしまっている授業など、子どもが自分自身の力で課題と向き合い、既習の知識を活用し、集団で検討することで解決していくような本当の意味での問題解決的な授業に出会うことは、意外なほど少ない。

筆者が参観してきた授業のほとんどは、あらかじめ学習指導案が作成されている、いわゆる研究授業であるため、時間内で予定どおり、波乱なく授業を終えたいという授業者の気持ちは痛いほどよく分かるのだが、そうした授業の在り方が、「生きる力」の育成を阻害していることは否めないのではないか。教師として「子どもに失敗をさせたくない」「参観者のいる授業で子どもに恥をかかせたくない」という気持ちが働くのは当然のことだと考える。しかし、今述べたよう

な授業において、主語は本当に子どもなのだろうか。「学習指導案の展開を逸脱することで収拾がつかなくなってしまうのではないか」「子どもが予想外のことを言い出して授業が空中分解してしまうのではないか」といった教師自身の恐怖感が、子どもに必要以上に手をかけ、教師のレールに乗せるという行動に駆り立てているのではないか。

教師が主語の授業において子どもに「生きる力」を育成することは困難である。

4 学校現場の状況を踏まえた「道半ば」についての見解

筆者は本論文において、戦後の学習指導要領の変遷をたどることで、学習指導要領が社会的な状況や欧米の影響を受け、経験主義から系統主義へ、つめこみ教育からゆとり教育へと流れながらも、1998年（平成10年）改訂において示された「生きる力」という理念が27年にもわたって学習指導要領のいわば背骨として一貫して継承されていることを明らかにしてきた。

「生きる力」は当初、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」などの「全人的な力」として定義づけられていたが、先行きの見えない変化の激しい社会を迎えるにあたり、子どもたちが自ら未来を切り拓くための社会的な資質・能力の側面が強調されてきている。いずれにしても、27年間、四半世紀もの長きにわたって学校に求められてきた最大の責務は、子どもたち一人一人に「生きる力」を育成することである。

しかし、現実の学校の姿に目を移すとき、これは自分自身への反省もあるが、自信を持って子どもたち一人一人に「生きる力」を育成してきたとはとても言えない。特に、学校の肝ともいえる授業が「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する」ものになっていたかと問われれば、「否」と答えざるを得ない。

授業は、子どもの活動と教師の指導が一体となって成立する営みである。言い換えれば、子どもの主体性と教師の意図がバランスよく絡み合って成り立つものとも言える。確かに、全国において「生きる力」の育

成に繋がる優れた実践が数多く提起されている。しかし、特に日々の授業においては、「学力向上」の名の下に、効率よく知識・技能を伝達することが重視され、子どもが自ら調べ、じっくりと考え、まとめるような活動が軽んじられてきたのではないか。先に述べたように「子どもに手をかけ過ぎる」ことで、子どもが自ら考え、悩んだ末に課題を解決する喜びを奪っていたのではないか。子どもが課題と向き合い、じっくりと考え、解決できた喜びを味わうことができるような授業こそが、「生きる力」を育成する授業であるはずなのにである。

こうして考えてみると、学習指導要領の理念である「生きる力」の育成は、「道半ば」までも至っていないのではないかとさえ思えてくる。

では、学校において「生きる力」を育成するためにはどうすればよいのか。そのキーワードは、「日々の授業」と、その積み重ねとしての「教育課程の運営・管理」であると筆者は考える。

それらについては、次稿（その2）において幼稚園教育の変遷や現状も踏まえながら、詳細に考察していきたい。

<引用文献>

- (1) 諮問「初等中等教育における教育課程の基準等のあり方について」 P.2 2024
- (2) 宮前 貢「今、学校が問われているのは、「学力の質」福島大学総合教育研究センター紀要第2号 P.2 2007
- (3)(4) 学習指導要領 一般編（試案） 1947
- (5) 学習指導要領 一般編（試案）改訂版 1951
- (6) 柴田義松「教育課程一カリキュラム入門」 有斐閣 P.93 2001
- (7) 小学校学習指導要領（昭和33年10月1日施行） 1958
- (8) 石井英真「次期学習指導要領に向けた内容の重点化・構造化のあり方」中央教育審議会教育課程企画特別部会資料 P.3 2025.2.17
- (9) 斎藤義雄 倉本哲男 野澤有希著「新版 教育課

程論」大学図書出版 P.57 2021

＜参考文献＞

- 学習指導要領 一般編（試案） 1947
学習指導要領 一般編（試案）改訂版 1951
小学校学習指導要領（昭和33年10月1日施行） 1958
小学校学習指導要領（昭和46年4月施行） 1968
小学校学習指導要領（昭和55年4月施行） 1977
小学校学習指導要領（平成4年4月施行） 1989
小学校学習指導要領（平成14年4月施行） 1998
小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領の一部改
正等について 2003
小学校学習指導要領解説 総則編（平成20年3月告示）
2008
小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年3月告示）
2017
幼稚園教育要領解説（平成30年3月） 2018
民秋 言「幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連
携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷—こど
もまんなか社会の実現に向けて」萌文書林 2024
榎沢良彦、上垣内伸子「保育者論 共生へのまなざし」
同文書院 2008
青木久子「子どもに生きる」萌文書林 2002
佐伯 肥「『学ぶ』ということの意味」岩波書店
2004
松村和子、近藤幹生、樋島香代「教育課程・保育課程
を学ぶ」ななみ書房 2012
宮前 貢、浅川晃雄、川崎雅和「カリキュラム経営を
支える学校事務」学事出版 2006

【学術論文】

A県における保育者を対象としたOff-JT実施の現状と課題 —県及び抽出市町村、関係団体等による研修の実施状況調査を踏まえて—

鈴木久米男 *

要約：

本研究の目的は保育所の保育士や幼稚園教諭等の保育者へのOff-JTの実施における、A県と市町村、関係団体等の実施内容や実践主体等実施の現状と課題及び解決策を検討することである。保育の質保障のために、就学前教育システムの見直しとともに、保育者の資質向上が課題となっている。特に保育者については、保育者の研修の充実における園内研修としてのOJTや園外研修としてのOff-JT、さらに自己課題解決のための自己研修としてのSDが重要になっている。これら課題認識に基づいた本研究で明らかになった第一点は、A県の保育者研修の実態として、県の行政機関や市町村、関係団体等により多様な実施形態が存在したことである。第二点はA県内から抽出した6市町村や関係団体の園外研修としてのOff-JTの実施状況を検討し、実態に多様性がみられたことである。これらの成果に基づいて保育者研修の現状と課題及び今後の在り方を検討した。

キーワード：保育者のOff-JT、設置者としての市町村、保育の質保障、幼保一体による研修

英文キーワード：Off-the-job training (Off-JT) for childcare professionals、Municipalities as the establishing bodies、Ensuring the quality of childcare、Integrated training for kindergarten and nursery school staff

2025年 9月 8日受付 10月 20日受理

* 福島学院大学福祉学部こども学科 教授

1 はじめに

本研究の目的は保育所の保育士や幼稚園教諭等の保育者へのOff-JTの実施における、A県と市町村、関係団体等の実施内容や実践主体等実施の現状と課題及び解決策を検討することである。

保育の質保障のために、就学前教育システムの見直しとともに、保育者の資質向上が課題となっている。特に保育者の資質向上については、研修の充実を図るために園内研修としてのOJTや園外研修としてのOff-JT、さらに自己課題解決のための自己研修としてのSD等の役割が重要となっている。

保育者の資質能力としての育成指標と研修に関して鈴木（2024）が指摘しているように、全国の都道府県における保育者の育成指標等の策定状況は、十分ではない。さらに、保育者の育成指標と園外研修の内容が関連づいていない状況もみられるとしている。また、保育者のOff-JTの実践状況として、鈴木（2025A）は都道府県により違いが顕著であると指摘している。実態として、ある都道府県での保育者のOff-JTは、幼稚園や保育所等の施設や設置者としての公立や私立の違いにより、別々に実施されている状況にある。その一方、ある都道府県では、幼稚園や保育所等の施設、さらに公立や私立の設置者の区別なく、各施設の保育者が一体となって研修を実施している場合もあった。

これらの状況により、保育者の研修機会の重要性から、保育所や幼稚園等の管理主体である各都道府県の市町村における保育者に対するOJTとOff-JT、さらに保育者自身のSDの実態を把握する必要がある。その中でも園外研修の機会としてのOff-JTの実施状況を把握することが、特に重要となる。

このことを踏まえ、本研究に関係する先行研究を、保育者に対するOff-JTの実施状況やOff-JTと育成指標との関わり、Off-JTと実施組織の関わりの3つの視点からみしていく。

第一に保育者のOff-JTの実施状況に関する先行研究である。開（2021）は、法定研修を中心に保育者の研修体系を検討し、保育士や幼稚園教諭、保育教諭は幼児教育や保育を行う点は共通であるが、法定研修や待遇改善研修の実施において、設置者としての公私や、雇用の状

況、資格等の違いにより課題が存在していると指摘した。また、小杉・深谷（2023）は、全国の都道府県教育センター等が実施する幼稚園教諭向けの研修内容の都道府県比較を実施した。その中で、設置者としての国公立園が半数以上の都道府県の方が研修内容の要素数が多いことを明らかにし、民営化の推進が保育者の研修機会の減少につながる懸念があるとした。山崎・米沢・渡邊（2023）は、保育現場におけるOJTを担うミドルリーダー育成の状況を、キャリアアップ研修の取り組み状況から検討した。本研究において、保育の質向上を担うミドルリーダー育成を目指した往還型研修を実践し、ミドルリーダーとしての役割認識やファシリテーション力の向上を示唆する結果を得た、としている。

これらの研究から、都道府県としての保育者のOff-JTの実施状況や内容及び幼稚園、保育所等での望ましい研修の在り方が検討されてきた。しかし、各都道府県内の幼稚園や保育所等の研修実施の単位となることがある市町村における実施手順や内容が十分に検討されてきたとはいえない。

第二に保育者が備えるべき資質能力とOff-JTの関連づけに関する先行研究である。千葉他（2022）は、保育所や認定こども園等の研修体系の在り方を育成指標活用の視点から検討した。その中で、さまざまな自治体が公表している保育者の育成指標を参考に、新たに育成指標を作成した上で内容の妥当性を検討し、経験年数で資質の段階が上がることや研修が有効であるとの結果を示した。加えて、職能による育成指標の作成や育成指標そのものの評価方法の開発が必要であるとしている。鈴木（2024）は、幼稚園教諭等の育成指標と研修の関わりを全国の都道府県を対象に実施した。その中で、保育者の育成指標が小学校や中学校等の教員を対象とした育成指標の内容を踏まえて作成されており、独自の内容で作成している都道府県が一部に限られることや、育成指標と関連づけて研修を実施している都道府県が少数しかないとしている。西野・阿部（2020）は、「保育の質」向上に必要な要素について、保育者のアンケート調査の結果を踏まえて検討した。その中で、「保育の質」向上において、保育者一人一人の内面的要素である学びの姿勢とともに、対外的要素としての人や環境・体制、園内外での

学びの両面で考える必要があるとした。

これらの研究により、育成指標の策定状況や内容の不十分さ、研修との関係性の希薄さが明らかにされてきた。しかし、園外研修実施の基本単位となることが多い市町村における研修内容との関わりの現状を明らかにした研究はごく少数しかない状況にある。

第三にOff-JTと実施組織の関わりについての先行研究である。太田・新井(2020)は、市町村の保育者研修担当者を対象に、新任保育士研修の実施状況調査を行い、現状と課題を検討した。公立保育所に限定した報告において、研修内容や訪問指導の実態、必要度の高い研修、新任保育者の現状等を検討した。その中で保育者研修の担当者は、研修の必要性を認める一方、研修の量や質に課題があるとしていることを明らかにした。黒澤(2018)は東京都の特別区立幼稚園教員の研修体系の現状と課題を検討した。その中で、組合教育委員会による共同実施のメリットや特色ある研修の実践内容を報告し、特別区立幼稚園における幼児教育の質向上における研修が果たす役割の重要性を指摘した。鈴木(2025A)は、幼稚園や保育所等の保育者研修の実施体制について特徴のある都道府県を抽出して検討した。全国都道府県の保育者研修の実施体制は、公立・私立の設置者や保育所・幼稚園等の施設、研修の実施組織等により7つのタイプに区分できるとした。ある実施タイプとして、設置主体や施設種の区別なく実施していたり、別のタイプでは設置者や施設種により明確に区分されてたりと多様性に富んでいることを明らかにした。

これらの研究により都道府県や市町村等における保育者研修の実施体制が明らかにされてきた。しかし、幼稚園や保育所、認定こども園の保育者と実施主体である都道府県や市町村との関わりの実態が十分に検討されてきたとはいえない。

以上のように保育者を対象としたOff-JTの実施に関するこれまでの先行研究により、Off-JTの実施体制や保育者に求められる資質・能力と研修の関わり、さらに都道府県における実施体制等が明らかにされてきた。しかし、多くの都道府県における保育者研修の実施主体である市町村における研修内容や研修

体系、実施組織等についての検討が十分になされてきたとはいえない。

このことを踏まえて本研究の目的を、保育所の保育士や幼稚園教諭等の保育者へのOff-JTの実施における、A県と市町村、関係団体等の実施内容や実践主体等実施における現状と課題及び解決策を検討することとした。

2 調査

A県で実施されている保育者対象のOff-JTの実態を検討するために、実施組織であるA県の行政機関や関係団体、及びA県内から6市町村を抽出して、調査を実施した。

調査対象は、保育者研修に関わっている行政機関として県や市町村の担当部局及び民間の団体としての社会福祉協議会や幼稚園連合会等である。行政機関としては、A県の担当部局としての保健福祉部こども未来局やA県幼児教育センター、A県教育センター、A県自治研修センター及びA県内の抽出6市町村である。民間の関係団体としては、社会福祉協議会及び保育所や幼稚園で組織されている協議会や連合会等である。

調査内容は、保育者研修を担当している行政機関や関係機関における研修の実施体制や実施回数、実施内容としての講座の種類や内容等とした。調査方法は、抽出市町村や幼稚園、保育所等に直接出向いて調査を実施したり、電話で担当者から状況の聞き取りを行ったりした。なお、調査は令和6年10月から同7年7月にかけて実施した。

3 A県において市町村共通で行われているOff-JTの状況

A県の保育者研修は、公立や私立の保育所や幼稚園、認定こども園の保育者に対して、A県の行政機関や市町村、関係団体等により、多様な形態で実施されている。

公立や私立の幼稚園及び認定こども園の保育者に対しては、主にA県教育センターが法定研修を実施している。さらに、公立幼稚園や公立保育所等に対しては、市町村の担当部局や市町村教育委員会が研修

を実施している場合がある。私立保育所に対しては、市町村により実施状況に違いがある。このような状況から、A県内では、保育者研修の実施状況が市町村及び公立、私立により異なっている。

(1) A県が主催者となる研修

A県の保育者研修において、公立や私立の幼稚園、認定こども園に関しては、主にA県教育センターが基本研修を実施している。さらに、公立幼稚園や公立保育所等に対しては、市町村の担当部局や教育委員会が研修を担当している場合がある。私立幼稚園や私立保育所は、県の担当部局や関係団体が研修を実施する等、保育者研修の実施状況は、各市町村及び設置者である公立、私立等によりさまざまである。

① A県保健福祉部こども未来局による研修

A県保健福祉部こども未来局は、保育の質向上のために、保育士の資質向上や保育所等の保育支援、保育者研修の実施に対する経費支援等を行っている。保育者研修としての中核的な取り組みが、表1に示した保育者の待遇改善を図るためのキャリアアップ研修の実施である⁽¹⁾。A県では、保育士の専門性向上やリーダー的職員

表1 A県キャリアアップ研修 実施内容一覧（抜粋）

研修分野	日程	実施形態	研修コース	定員
第1期：集合形式				
①乳児保育	2日間	集合	①コース	100名
②以下省略				
第2期：オンライン形式（ハイブリッド型）				
①乳児保育	3日間	オンライン	A日程 ①コース	90名
②以下省略				

の育成を目的として、「保育士等キャリアアップ研修」を実施している。研修は、一般財団法人の保健福祉振興財団に委託して実施している。研修の実施形態は、オンラインと集合型の併用としており、対象はA県内の公立、私立保育所や認定こども園、地域型保育事業等に勤務する保育士である。研修分野は、乳児保育や幼児教育等の7分野であり、受講料は無料となっている。研修は1分野15時間で実施され、集合形式やオンライン形式（ハイブリッド型）による研修は2日間、オンライン（双方向ライブ型）による研修は3日間で実施される。令和7

年度は、第1期は8月から10月にかけて集合型、第2期はオンライン形式（ハイブリッド型）で10月から11月、第3期はオンライン形式（双方向ライブ型）で11月から翌年2月にかけて実施が予定されている。

研修申し込みは、保育所や認定こども園の施設ごとに行われ、申し込みが受理された保育士には受講決定通知書が送付される。年度末に、修了が認定された保育士に対して、修了証が送付される。

以上のように、A県保健福祉部こども未来局は、保育の質向上のために保育士を対象としたキャリアアップ研修を実施している。

② A県幼児教育センターによる研修

A県幼児教育センターの主な活動内容は、園内研修支援や研修支援、センターとしての主催研修の実施である。表2は、保育者を対象としたA県幼児教育センターが主催する研修である⁽²⁾。主催研修の実施対象者は指導主事や小学校教諭、保育者等であり幼小連携の推進やカリキュラム編成等に関する内容が主となっている。

表2 A県幼児教育センター主催研修 一覧

研修名	日数	対象	形態
幼児教育指導担当者研修会	1日間	市町村等指導主事	集合研修
幼児教育実技研修会・幼小連携研修会	4日間	保育者・小学校教員等	集合研修
幼児教育アドバイザ一養成研修会	8回	保育者等	オンライン・集合
架け橋コーディネーター養成研修会	6回	保育者等	オンライン・集合
幼児教育カリキュラム研修会（各地区）	1日間	保育者等	集合研修

さらに各園からの要請を受けて、指導主事等を派遣することにより園内研修に対する支援を行っている。加えて市町村や関係団体が主催する研修会における指導助言等も実施している。

以上のように、A県幼児教育センターは、主に幼稚園や認定こども園を対象として、園内研修や市町村が実施する研修への支援、主催研修等を実施している。

③ A県教育センターによる研修

A県教育委員会は、幼稚園や認定こども園の教諭を対象に初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修を実施している。それらの研修は園内研修と園外研修の組み合わせ

で実施される。ここでは、Off-JTとしての園外研修に限定して実施内容を検討する。

A県教育センターは、公立及び私立幼稚園、認定こども園の保育者を対象に法定研修として基本研修を実施している。研修対象として、公立幼稚園等は悉皆研修であるが、私立幼稚園は任意であり、A県内の多くの地区的幼稚園教諭等が参加している。しかし、A県教育センターから遠い市町村にある私立幼稚園や認定こども園では、参加しない場合もみられる。

A県教育センターが実施している幼稚園や認定こども園の教諭を対象とした研修の実施内容は、表3の通りである。A県教育センターで行われる新規採用教員研修会は、私立幼稚園は一部の参加に留まるものの、すべての公立幼稚園の教諭を対象に実施され、県内で新たに採用された多くの教員が一堂に会することになり、交流のための貴重な場となっている。

幼稚園等新規採用教員研修は、園内研修と園外研修が各10日間実施される。園内研修は、勤務園の園長及び研修指導員により基礎的素養や学級経営等5領域の内容となっている。園外研修は、A県内の地区別研修が3日、参観研修が3日、県教育センターで実施される集合研修に3日、さらに選択研修として専門的な内容の研修に1日の合計10日間実施される。

教育センターでの研修は、表3に示したように「幼児教育」や「幼児理解にはじまる保育と記録」等の内容で3日間実施される。研修は、A県教育委員会が策定した幼稚園教諭育成指標を踏まえて実施される。

幼稚園中堅教諭等資質向上研修は、園内研修と園外研修の組み合わせで行われ、実施日数は園内研修が7日以上、園外研修が5日以上実施されるようになっている。園内研修は、保育力の向上に関する研修が年3日以上、

表3 A県教育センターが実施している
幼稚園教諭等を対象とした研修一覧

主な研修名	参加形態		研修内容
	公立	私立	
幼稚園等新規採用教員研修会	悉皆	任意	幼児教育、幼児理解にはじまる保育と記録等 3日間
幼稚園中堅教諭等資質向上研修会	悉皆	任意	マネジメント研修 2日間

同様に教育課題の解決に向けた実践に関する研修が2日以上、パイオニア研修が2日以上実施することになっている。園外研修は公立幼稚園教諭全員が参加する悉皆研修として、A県内の教育事務所ごとに共通研修が1日、教育センターで行われるマネジメント研修に2日、社会体験研修に1日参加することになっている。

以上のように、A県教育センターは、公立幼稚園や認定こども園の教員を対象として、初任者や中堅期にある教諭を対象に研修を実施している。その際、A県内の私立幼稚園や認定こども園の教諭も受け入れており、公立、私立の幼稚園教諭等にとって貴重な研修の機会となっている。

④ A県自治研修センターによる研修

A県自治研修センターは、A県内の県や市町村等の職員が研修を受講するために設置された機関である。表4に示したように、A県自治研修センターは県や市町村職員の職能に応じた基本研修や課題ごとに設定されている選択研修等を実施している⁽³⁾。基本研修としては、一般職や管理職・監督者それぞれを対象としている。選択研

表4 A県自治研修センターが実施している
Off-JTの一覧

主な研修名	市町職員の対象者	研修内容
新規採用職員研修(前期、後期)	新採用後1年目会員経験3年未満の職員	公務員倫理、仕事のポジント自治体職員としての働き方等
基礎力アップ研修	採用後4年目の職員	キャリアデザイン、政策形成の基礎
応用力アップ研修	採用後8年目の職員	生産性向上の着眼点、コンプライアンス
実行力アップ研修	採用後12年目の職員	生産性向上の実践方法、住民協働能力等

修では、基礎能力・職務遂行能力の開発や政策形成能力等、身につけるべき資質能力に応じて研修が実施される。

A県内の市町村によっては、C市のように市職員として新たに採用した保育者を他の部署に配属された職員とともに初任者研修の一環として、A県自治研修センターで研修を受講させている場合もある。

以上のように、C市の事例はあるものの、A県の市町村全体としてはA県自治研修センターを利用している事

例は少ない。

(2) A県の保育所、幼稚園等の関係団体が実施している研修

A県における保育者研修に関する民間の団体としては、A県内の社会福祉施設の研修等を担当しているA県社会福祉協議会や幼稚園、保育所等を構成員とする協議会及び連合会等がある。それらの関係団体が、保育者の研修を担当している。

① A県社会福祉協議会による研修

A県社会福祉協議会は、会の主な活動を「社会福祉法に基づき県内における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動を活性化させることにより、地域福祉を推進」するとしている⁽⁴⁾。

同協議会は、ボランティア活動支援や社会福祉に関する相談、生活支援、各種貸し付け、研修等を行っている。保育所の保育士を対象とした研修としては、表5のような研修を実施している。

**表5 A県社会福祉協議会が実施している
保育者を対象とした研修一覧**

主な研修名	対象者	日数	研修内容
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【初任者研修】	入職3年以内	2日	サービス提供者、チームの一員としての基本の習得
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【中堅職員研修】	入職3～5年程度	2日	中堅職員としての役割を遂行するための基本の習得
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【チームリーダー研修】	中堅職員、主任、係長等	2日	チームリーダー等の役割を遂行するための基本の習得
保育所保育士テーマ別研修	保育士、職員	1日	保育現場での課題に対応できるような知識・技能の習得
保育所指導管理者研修	保育所長、主任	1日	保育の向上のため、保育所等の課題に取り組む内容の理解

初任者研修や中堅職員研修は、保育士以外で福祉関係に勤務する職員と合同で実施することになる。さらに、テーマ別研修や指導管理者研修は、それぞれの職能に応じた研修内容が実施される。しかし、これらの研修の実施日数は、初任者研修や中堅職員研修が2日、テーマ別

研修や保育所指導管理者研修が1日と短期間である。さらに、研修への参加は、公立の場合は市町村、私立の場合は各保育園長の判断による。このことから、A県内の抽出6市町村に属している保育者の同協議会が実施する研修会への参加状況は、市町村により異なる。

② A県私立幼稚園・認定こども園連合会による研修

A県私立幼稚園・認定こども園連合会は、2025年4月現在、A県内128園の私立幼稚園及び認定こども園で組織されている。連合会設置の目的は、「私立幼稚園・認定こども園の教育の充実及び振興を図り、もって地域の幼児教育水準の向上と教育文化の発展に寄与すること」としている⁽⁵⁾。

当連合会では、私立幼稚園に勤務する教員を対象とした研修の実施や経営管理に関する調査研究、園の振興に資する情報の収集と提供等の事業を行っている。当連合会は、令和7年度に、表6に示した新任教員や中堅、園長等の管理職を対象とした研修の実施を予定している。新任教員研修会は対面やオンラインにより、年10回実施される。さらに、中堅教員や主任を対象に年に5回、管理職やミドルリーダーを対象に年3回実施される。

以上のように同連合会は、幼稚園や認定こども園の教員に対して、一人一人の職能を踏まえた研修を実施している。

③ A県保育所（園）・認定こども園協議会による研修

A県保育所（園）・認定こども園協議会は、A県内の公立や私立保育所（園）及び認定こども園で組織されてい

**表6 A県の関係団体としての連合会
及び協議会が実施している研修一覧**

主な研修名	研修対象施設	実施団体
新任教員研修会（年10回）	私立幼稚園、認定こども園	A県私立幼稚園・認定こども園連合会
中堅・主任研修会（年5回）	私立幼稚園、認定こども園	A県私立幼稚園・認定こども園連合会
園長・主任・ミドルリーダー研修会（年3回）	私立幼稚園、認定こども園	A県私立幼稚園・認定こども園連合会
保育実習指導者研修会（1回）	協議会に加盟している幼稚園・認定こども園	A県保育所（園）・認定こども園協議会

る。さらに同協議会の下部組織として、A県内の各地区に支部が組織されている。同協議会は、各地区及び本部の役員により運営されている。主な活動内容は研修の実施や内部組織である各委員会による活動である。同協議会が実施している研修として、表6の最終行に示したように、保育所（園）の実習担当者を対象として保育実習指導者研修会を実施している。さらに同協議会の研修委員会では、保育所等における課題解決を図るために研究テーマを設定して取り組んでいる。

以上のように、A県全体で行われている保育者を対象とした研修として、A県の行政機関が実施していたり、福祉関係の組織及び保育所や幼稚園等が組織する連合会や協議会等の団体が実施したりしていた。幼稚園や認定こども園の教諭に対する研修は、A県教育センターが中心となって実施されていたが、設置者の公立と私立では、実践状況に違いがみられた。保育所（園）の保育士に関しては、県全体を対象とした研修の機会は、限定されたものであった。

4 A県抽出市町村のOff-JTの実施状況

本章では、A県内から抽出したB市からG村6市町村の園外研修としてのOff-JTの実施状況を検討する。

(1) 保育所（園）や幼稚園、認定こども園の設置状況

はじめは、抽出6市町村の保育所（園）や幼稚園、認定こども園の設置状況についてである。表7に示したように、B市はA県の県庁所在地であり、保育所44、幼稚園19、認定こども園16園の79施設が設置されている。同様に、A県では最大の人口を擁するC市では、保育所や幼稚園等が94園設置されている。

その一方、A県では人口規模が平均的であるD町では、町立保育所が2、町立幼稚園が2、私立認定こども園が

表7 抽出町村保育所及び、幼稚園、こども園数

施設 市町村	保育所		幼稚園		こども園		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
B市	11	33	8	11	3	13	79
C市	24	35	—	27	—	8	94
D町	2	—	2	—	—	1	5
E町	—	1	3	—	—	—	4
F村	1	—	2	—	—	—	3
G村	—	—	—	—	1	—	1

※ 2025年4月1日現在

1の合計5施設が設置されている。同様にE町では、私立保育園が1、町立幼稚園が3の合計4施設が設置されている。さらに、F村では、公立保育所が1、公立幼稚園が2の合計3施設がある。またG村では、人口規模が小さいこともあるが、村立認定こども園が1施設のみとなっている。

以上のように、A県内の市町村では、人口の規模により保育所や幼稚園等の施設数が94から1と、市町村により設置状況に大きな違いがみられる。

(2) 各市町村におけるOff-JTの実施状況の概要

A県内から抽出した6市町村における保育者を対象としたOff-JTの実施状況は表8のとおりである。

A県における抽出6市町村の保育所や幼稚園等の設置状況は、人口規模や施策等により異なることから、保育者に対するOff-JTの実施状況も異なる。B市には公立、私立の幼稚園や保育所が設置されているが、C市には公

表8 保育者に対するOff-JTの実施等の区分

調査 市 町 村	設置施設	設 置 状 況	研修の実施組織					
			県 幼 児 教 育 セ ン タ ー	県 自 治 セ ン タ ー	県 教 委 会 ・ セ ン タ ー	市 町 村	社 会 福 祉 協 議 会	関 係 団 体 連 合 会 ・ 協 議 会
B市	公立保育所	○				○	○	△
	公立幼稚園・こども園	○	○		○	○		
	私立保育園	○			○	○	○	△
	私立幼稚園・こども園	○	○		○	○		○
C市	公立保育所	○		○		○	○	△
	公立幼稚園・こども園	—						
	私立保育園	○			○	○	○	△
D町	公立保育所	○				○	○	△
	公立幼稚園・こども園	○	○		○	○		
	私立保育園	—						
E町	私立幼稚園・こども園	○	○			○		○
	公立保育所	—						
	公立幼稚園・こども園	○	○		○	○		
F村	私立保育園	○					○	△
	私立幼稚園・こども園	—						
	公立保育所	—						
G村	公立保育所	—						
	公立幼稚園・こども園	○	○		○			
	私立保育園	—						

※ ○、△、◎印：それぞれの実施組織が、研修を実施していることを示している。

立幼稚園は設置されていない。D町には私立の保育園、E町には公立保育所、F村には私立の幼稚園や保育所がなく、G村は公立の認定こども園のみが設置されている。このことから、保育者に対するOff-JTの実施体制も市町村によって異なっている。

A県の保育者研修としてOff-JTに関係する組織には、県や市町村、福祉関係、県内各施設で構成された関係団体等がある。県の行政組織としては、A県幼児教育センターやA県自治研修センター、さらにA県教育センターがある。市町村に関しては、保育者の研修は幼稚園や認定こども園は教育委員会、保育所は福祉関係の部局が担当している場合が多いが、B市やC市のように行政が実施のための組織を設定する等、さまざまな状況がみられる。

また、保育者の研修を担当する民間の組織としては、A県社会福祉協議会がある。同協議会は福祉関係者を対象とし、その一部門として保育士研修を実施している。加えて、保育所（園）や幼稚園、認定こども園等により組織されている協議会や連合会がある。その一つであるA県私立幼稚園・認定こども園連合会は、初任者や中堅の保育者を対象とした研修を実施している。さらに、A県保育所（園）・認定こども園協議会も、保育士を対象に研修を実施している。

以上のようにA県では、抽出市町村における施設の設置状況により、保育者のOff-JTの実施方法が異なっている。そのために、A県や市町村の行政機関及び社会福祉協議会や関係団体等が保育所や幼稚園等の要望を踏まえて研修を実施している。

（3）抽出6市町村の実施状況

① B市の実施状況

B市はA県の県庁所在地であり、人口約27万人（2025年7月現在）の中核市である^⑯。B市が設置している施設等は、保育所11、幼稚園8、認定こども園3園である。一方、私立として学校法人や社会福祉法人が設置している施設等は、保育所33、幼稚園11、認定こども園13園である。

B市では、乳児期の教育・保育の重要性を踏まえ、「B市保育の質ガイドライン」を作成した。ガイドラインの主旨に基づいて、保育に関わるすべての関係者が理解を

深め実践していくことにより、保育の質の向上を図ることができるとしている。B市における保育者のOff-JTの実施状況を表9に示した。調査対象とした研修は、基本研修としての初任者研修や実践力向上研修、さらに中堅の保育者を対象としたマネジメント研修等である。B市幼稚園・保育課が担当する保育者研修の対象は、公立保育所の保育士や公立、私立の幼稚園、認定こども園の教員である。私立保育園の保育士は、A県社会福祉協議会の研修を活用している。

B市幼稚園・保育課が保育者を対象に実施している研修講座として、公立保育所の新採用の保育士は、「キャリアパス研修 新人研修」がある。その一方、私立保育園の新採用保育士は、A県社会福祉協議会が実施している「福祉職員キャリアパス対応研修講座 初任者研修」に参加している。さらに、同課は公立私立に関わらない保育所（園）や幼稚園、認定こども園の保育者を対象に、「保育実技研修」や「マネジメント研修」等を実施している。また、公立や私立の幼稚園及び認定こども園の新採用教諭は、A県教育センターが実施する初任者研修に参加している。加えて私立幼稚園や認定こども園の新採

表9 B市における保育者を対象とした
Off-JTの実施状況一覧（一部）

主な研修名	設置者	実施対象者		実施団体		
		保育所（園）	幼稚園・認定こども園	市幼稚園・保育課	県教育センター	関係団体等
キャリアパス研修新人研修	公立	○	—	○	—	—
福祉職員キャリアパス対応研修講座 初任者研修	私立	○	—	—	—	A県社会福祉協議会
幼稚園等新規採用教員研修会	公立 私立	—	○	—	○	—
新任教員研修会	私立	—	○	○	—	A県幼稚園・認定こども園連合会
保育実践研修会 ^⑯ （運動遊び）	公立 私立	○	○	○	—	—
マネジメント研修	公立 私立	○	○	○	—	—
以下 略						

※ ○：研修対象者を示す、—：担当していないことを示す

用教員は、A県幼稚園・認定こども園連合会が、新任教員研修会を年に10回程度実施している。

以上のように、B市内保育所の保育士に対するOff-JTの実施に関しては、公立と私立の区別があった。Off-JT実施の際は、研修の実施機関が異なっていたり、実施対象が保育士のみであったり、さらに研修を担当する団体が福祉職員としてまとめて実施したりしていた。しかし、研修内容によっては、設置者の違いがある公立や私立、さらに保育所や幼稚園等の保育者を対象に一体的に研修を行っている状況もみられた。

② C市の実施状況

C市はA県の中央部に位置し、人口約32万人（2025年7月現在）の中核市である⁽⁷⁾。市内には、保育所として公立が24施設、私立が35施設設置されている。C市では公立幼稚園の廃止や経営権の移転を進め、2025年4月現在、C市立の公立幼稚園は存在しないが、私立の幼稚園が27園ある。認定こども園は、すべてが私立で幼保連携型が6園、幼稚園型が2園ある。C市における保育者研修に関しては、保育に関する「研修計画」や「保育者の質向上計画」等が策定されており、積極的に推進している。

C市における保育者のOff-JTの実施状況として、主な研修講座を表10に示した。調査対象とした研修は、基本研修としての初任者研修や中堅保育者研修等である。表に示したように、C市において保育者研修を担当している組織は、総務部人事課やこども部保育課、そして総合教育支援センターの3部門である。総務部人事課は公立保育所に採用になった保育士に対する研修を実施している。実施形態としては、市に採用された一般行政等の職員と一緒に受講する。こども部保育課では、公立保育所とともに私立保育園の保育士も対象としている。研修は、研修を主とする民間企業に委託して実施している。

C市総合教育支援センターは、保育所や幼稚園と小学校との連携推進事業に取り組んでいる。その中で、幼保小合同研修会や小学校と保育所の相互参観・協議会を実施している。幼保小合同研修会は、保育所や幼稚園の保育者及び小学校教諭を対象として、外部から講師を招聘して教育講演会を実施している。研修の主なテーマは、幼保小連携を進める架け橋プログラムや気になる子ども

表10 C市における保育者のOff-JTの実施状況（一部）

主な研修講座	研修実施対象者			C市役所		団体
	設置区分	保育所	幼稚園・こども園	総務部人事課	こども部保育課	
新規採用（前職員期）研修	公立	○		担当		
新規採用（後職員期）研修	公立	○		担当：外部委託		A県自治研修センター
初任保育士研修	公立 私立	○			担当：外部委託	
中堅保育士研修	公立 私立	○			担当：外部委託	
中堅リーダー保育士研修	公立 私立	○			担当：外部委託	
幼稚園等新規採用教員研修会	公立 私立		○			A県教育センター
幼保小連携推進事業：教育講演会（幼保小合同研修会）	公立 私立	○	○			担当：外部講師

への対応としての特別支援教育等多岐にわたる。小学校の授業と保育所における保育の相互参観は、C市を東や西方部等に区分し、方部内の小学校及び保育所を会場として、相互の授業参観を実施している。

C市内の私立幼稚園は、A県教育センターが実施する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修に参加したり、関係団体が実施する研修会に参加したりしている。

以上のように、公立保育所の初任の保育士に対しては、C市職員としての研修を市の人事部が行い、保育の専門性に関わる研修は同市のこども部保育課が外部委託により実施している。さらに、幼保小連携に関しては、市の保育所や幼稚園の保育者及び小学校教諭を対象に総合教育支援センターが研修を実施している。また、私立幼稚園や認定こども園に対しては、A県教育センターや私立幼稚園で組織されている連合会、私立保育園に対しては、園にもよるが関係団体が実施する研修会を活用している場合がある。このようにC市における保育者研修は、全体として充実しているといえる。

③ D町の実施状況

D町はC市の近隣にあり、人口は約一万六千人である。町内には公立保育所が2、公立幼稚園が2園設置されている。さらに、認可外保育所が1、私立認定こども園が1、私立の小規模保育園が1園設置されている。

D町立の2つの幼稚園、2つの保育所の保育者を対象に、同町の担当部局が幼保小連携をテーマとした架け橋プランに関する研修を実施している。各保育所における園外研修への参加に関しては、県の関係部局等から送付されてくる研修案内を参考に、研修の実施日と行事予定等を勘案し、状況が許せば保育士を研修に出すようにしている。幼稚園に関しては、主な研修機会としてA県内の幼稚園で組織されている幼教研（幼児教育研究会）を活用している。具体的には、A県幼教研の地区組織が持ち回りで実施する公開保育を活用して研修に取り組んでいる。

D町内の私立認定こども園では、A県私立幼稚園・認定こども園連合会が実施する研修に参加している。さらに県が実施しているキャリアアップ研修やD町が主催する研修会に参加している。

以上のようにD町の担当部局が、町立保育所や幼稚園及び私立の認定こども園の保育者を対象に、幼保小連携をテーマに研修をしている。さらにD町立幼稚園は幼教研を活用しており、さらに私立の認定こども園は所属している連合会が実施する研修会を活用している。このようにD町では各施設が工夫して研修に参加している。

④ E町の実施状況

E町の人口は約一万二千人であり、公立幼稚園が3、私立保育園が1園設置されている。E町の保育者に対する園外研修の機会として、E町教育委員会が主体となり町立幼稚園3園の教員を対象とした園外研修会が、年に1回実施されている。研修会は3園のすべての教員が参加することになる。研修テーマとしては、今日的課題解決の手立てに関する内容であったり、遊びの指導に関する実技であったりする。研修テーマは町教育委員会と各園の担当者が相談の上決定する。研修には、地区教育事務所から幼稚園担当指導主事を招き、指導助言の機会を設けている。E町立幼稚園3園は、幼教研（幼稚園教育研究会）から脱退しており、E町教育委員会主催以外の

研修機会は限定的である。このような現状を踏まえ、E町の幼稚園の一部の教員から、新たに研修のための組織を立ち上げ研修機会を創設することが必要であるとの意見もある。

E町に設置されている私立保育園の園外研修の機会は、初任者等がいた場合は、A県社会福祉協議会が実施している研修を利用するが、ここ数年は該当者がいない状況にある。それ以外の研修の機会は、自主的に機会を探す必要がある等、限定的である。

以上のように、E町立幼稚園教諭の園外研修に関しては、町教育委員会が主催する研修に参加する機会がある。その一方、私立保育園の保育士に関しては、その機会が限定的である等、改善の余地がある。

⑤ F村の実施状況

F村の人口は約九千人であり、村立幼稚園が2、村立保育所が1園設置されている。F村における保育者を対象とした園外研修の機会として、教育委員会が中心となって年に2回しているF学園と呼ばれる村内の研修会がある。研修会では、F村立の中学校や小学校、幼稚園教諭が一堂に会して教育における今日的課題をテーマに研修会が実施されている。また、F村立幼稚園は、県の幼教研（幼稚園教育研究会）に所属しており、他の地区で公開される保育を参観したり、事後研究会での協議に参加したりできることから、貴重な研修の機会となっている。

村立保育所は、数年前に保育対象年齢が0、1、2歳児となり、3歳児からは村立幼稚園に入学することになっている。このことから、研修内容として保幼小連携に関するテーマは、外されることになった。また、村当局の保育所担当は福祉関係部局となり、小学校との連携に関する研修は実施されなくなった。このことから、各施設は県や関係団体等からの研修案内の転送を受け、研修参加の可否を検討している。

以上のように、幼稚園は村教育委員会が推進母体となったF学園により研修を進めているが、保育所の保育士が参加できる研修機会は限定的であり、改善すべき余地がある。

⑥ G村の実施状況

G村の人口は約三千人であり、村立の認定こども園が

1園設置されている。以前設置されていた村立保育所と幼稚園が併合されて認定こども園となった。

現在、G村教育委員会によるこども園の教諭を対象とした研修は実施されていない。さらに、かつて所属していた県内の幼稚園で組織されている幼教研（幼稚園教育研究会）からは、地区組織として退会し、現在は所属していないことから、研修の機会もほとんどなくなった。こども園に新たに保育教諭が採用された場合はA県教育センターが実施する新規採用教員研修会に参加することになる。それ以外の教員の研修機会としては、A県内にある国立大学の附属幼稚園が実施する公開研究会に参加する程度である。

以上のように、G村の認定こども園教員の園外における研修の機会は、限定的である。

本章では、A県内から抽出した6市町村の園外研修としてのOff-JTの実施状況を検討してきた。その結果、A県内6市町村の保育者研修の実態は、著しく異なることが分かった。B、C市は、保育者を対象とした園外研修を各市の担当者が計画的に実施していた。D、E町、そしてF村は、幼稚園教諭に対しては村教育委員会が主体となって園外研修を進めていた。しかし、G村のように幼稚園と保育所が認定こども園となったことから、研修や運営に対して教育委員会が直接関わり難い状況もみられた。加えて、県自治研修センターや社会福祉協議会、関係団体等の活用状況も市町村さらに保育所や幼稚園により多様であった。また、保育者を対象とした園外研修の実施形態として、抽出市町村内でも公立と私立によりOff-JTの実施状況が異なったり、保育所と幼稚園・認定こども園等によっても研修対象者や実施方法及び実施内容が異なったりしていた。

5 全体考察と研究のまとめ

本研究の目的は保育所の保育士や幼稚園教諭等の保育者へのOff-JTの実施における、A県と市町村、関係団体等の実施内容や実施組織の現状と課題及び解決策を検討することであった。本研究の目的を踏まえて、A県で実施されている保育者対象のOff-JTの実態を明らかにするために、実施組織であるA県の行政や関係団体、

及びA県内から6市町村を抽出して調査を実施した。

(1) A県の保育者を対象としたOff-JTの実施状況

A県における保育者を対象としたOff-JTの実施状況として、本研究で明らかになった事項は以下の2点である。第一は、保育者研修の実態として、県の行政機関や市町村、関係団体等により、多様な実施形態が存在したことである。その中でも、A県全体で行われている保育者を対象とした研修として、A県の行政機関が担当していたり、福祉関係の組織及び保育所や幼稚園等で組織されている連合会や協議会等の団体が実施したりしていることが分かった。さらに、幼稚園や認定こども園の教諭に対する研修は、県教育センターが中心となって実施していたが、設置者の公立と私立では、参加状況に違いがみられた。保育所の保育士に関しては、県全体を対象とした研修の機会は、ほとんどないことが明らかになった。

第二は、A県内から抽出した6市町村や関係団体の園外研修としてのOff-JTの実施状況を検討し、実態に多様性がみられたことである。具体的には、A県内から抽出した6市町村の園外研修としてのOff-JTの実施状況を検討した結果、B、C市は、保育者を対象とした園外研修を各市の担当者が計画的に実施していた。また、D、E町、そしてF村は、幼稚園教諭に対しては教育委員会が主体となって園外研修を進めていた。しかし、G村のように設置されているのが認定こども園1園のみであることから、研修や運営に対して教育委員会が直接関わり難しい状況もみられた。加えて、県自治研修センターや社会福祉協議会、関係団体等の活用状況も市町村及び保育所や幼稚園により多様であった。さらに、保育者を対象とした園外研修の実施形態として、各市町村内でも公立と私立によりOff-JTの実施状況が異なったり、保育所と幼稚園・認定こども園等によっても研修対象者や実施方法及び実施内容が異なっていたりした。

以上が本研究で明らかになったA県における保育者を対象としたOff-JTの現状である。

(2) A県におけるOff-JT実施上の課題

本研究で明らかになったA県における保育者を対象としたOff-JTの実態から、課題として次の4点があげられ

る。

第一は、保育者としての保育所の保育士と幼稚園や認定こども園の教諭により研修体制の違いが顕著であることである。幼稚園や認定こども園の教諭の初任者や中堅教員に対しては、県教育委員会や各市町村が連携して研修を実施していた。その一方保育所の保育士に対しては、A県の行政や一部の市町村の取組状況は全体としては不十分といえる。就学前教育の重要性を踏まえるならば、幼稚園や保育所が同様の保育・教育を実践する必要があり、両者の保育者に対しても同様の資質能力が求められることから、同一の内容での研修の実施が必要となる。

第二は、市町村による実施体制、実施内容の違いが顕著なことである。A県内には、比較的人口規模の大きな市や人口が少ない村等があり、多様性に富んでいる。そのような中ではあるが、各市町村の幼稚園や認定こども園及び保育所では、所属する保育者に対する研修が必須となっている。市町村によっては園外研修として、市町村教育委員会や関係部局により研修が計画的に実施されているが、その一方ほとんど実施されていない状況もみられる。このことは、市町村による保育の質の差に関わることにもなる。

第三は、行政と関係機関との連携の不十分さである。実態の一例として、C市で実施している保育士の新規採用職員を対象とした研修として、C市人事課が担当する「新規採用職員（前期）研修」やこども部保育課が担当する「新任保育士研修」がある。さらにA県自治研修センターが実施する「新規採用職員（後期）研修」がある。同様に、A県社会福祉協議会は「福祉職員キャリアパス対応研修講座 初任者研修」を実施している。似た内容の研修が複数の行政機関や関係機関で実施されており、調整が図られると研修の充実につながると考えられる。

第四は、A県としての研修実施体制の不明確さである。幼稚園や認定こども園の教諭に対しては、県及び市町村教育委員会が連携しながら園外研修を進めている。しかし、保育所の保育士に対しては、市町村の主体性に基づいて研修が実施されている。幼保小連携を進めるのであれば、保育所や幼稚園、認定こども園の保育者に対して、県として統一的な研修体制が求められることになる。

以上のように、A県における保育者を対象としたOff-

JTに関する課題が明らかになった。

(3) 今後の保育者を対象としたOff-JTの在り方

これらの課題を踏まえると、今後の望ましい研修体制による実践の在り方として以下の手立てが有効であると考える。

手立ての第一は、就学前教育の重要性を踏まえ、保育者としての保育所の保育士と幼稚園や認定こども園教諭への研修を一体的に実施することである。A県では、保育士の研修は各市町村、幼稚園教諭は県教育センター、そしてそれぞれに関係機関が関わっている。A県においても、高知県や秋田県等で実践されているように、保育士と幼稚園教諭等が、一堂に会して小学校との望ましい接続という課題意識に基づいて研修及び協議をする場を設けていくことが必要となる。

第二は、保育者の研修機会確保のために、A県の担当部局と市町村が連携を図って研修を実施することである。現状では、人口規模の大きな市の方が保育者に対する研修体制が充実している傾向がみられる。逆に人口規模の小さな町村では、体系的な保育者研修の実施が困難な状況にある。そのためにも、一定の地域内にある市町村が協力して研修を実施することにより、研修機会の確保及び充実が可能となる。

第三は、研修実施における研修担当者の業務量を見直すために、行政と関係機関との連携により研修を実施することである。A県では、行政と関係機関が独自に研修を実施している状況がみられ、各市町村の保育所や幼稚園等が判断して受講している状況にある。県や市町村等の行政と関係機関が連携して研修プログラムを構築するなどにより、研修実施側の業務の見直しとともに、保育者も受講しやすくなると考えられる。

第四は、就学前教育の重要性を踏まえた保幼小連携を推進するために、A県としての研修実施方針の策定そして実践していくことである。就学前教育の重視及び保幼小の連携を進めるためにも、保育所と幼稚園及び認定こども園、さらに設置者としての公立、私立の区別なく全ての保育者に必要とされる研修の機会を確保できるようにしていくべきであり、そのためにA県としての実施方針等の策定が求められる。

以上のように就学前教育の重要性を踏まえ、保育の質

向上を図る上でも、保育者の研修体制の現状と課題を明らかにするとともに、A県としての方針を明確にした上で研修体制や内容を充実していく必要がある。

(4) 残された課題

これまで検討してきたように本研究では、A県における保育者の園外研修としてのOff-JTの現状と課題及び対応策を検討してきた。しかし本研究には二つの課題が残されている。本研究の課題の第一としてA県内市町村及び関係団体の保育者研修の実践状況に対する実態把握の不十分さがある。本研究では、保育者の園外研修の実態把握における対象をA県の抽出6市町村及び一部の関係団体とした。市町村を抽出する際、人口規模などを考慮したものの、実態把握の不十分さは否めない。このことを踏まえて、今後は、全市町村及び関係する全ての団体を対象とした調査が必要であると考える。

第二に、各都道府県の実践状況との比較の不十分さである。全国の特定の都道府県では、公立、私立の区別なく保育所や幼稚園の保育者が一体的に研修を受講し、保育の現状と課題を共有できている場合がある（鈴木2025B）。今後、それらの都道府県の実践とA県の取組とを比較検討する必要がある。以上の2点が本研究の今後に向けた課題である。

なお本研究は、JSPS科研費 JP24K05819の助成を受けて実施した調査結果等の成果をまとめたものである。

【註】

- (1) 一般財団法人 保健福祉振興財団のHP、令和7年度 福島県保育士等キャリアアップ研修、<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur32/>、2025年7月21日 閲覧
- (2) 福島県教育センターのHP、<https://center.fcs.ed.jp/>、2025年7月21日 閲覧
- (3) 福島県自治研修センターのHP、<https://www.f-jichiken.or.jp/>、2025年7月21日 閲覧
- (4) 福島県社会福祉協議会のHP、<https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>、2025年7月21日 閲覧
- (5) 福島県私立幼稚園・認定こども園連合会のHP、<https://fukuzen-yojikyoiku.net/greet/>、2025年7月21日 閲覧
- (6) 福島市のHP、人口（令和7年7月1日現在）、<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/2/1002/4/129.html>、2025年7月21日 閲覧

//www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/2/1002/4/129.html、2025年7月21日 閲覧

- (7) 郡山市のHP、「統計こおりやま」、<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/toukeikoriyama/15409.html>、2025年7月21日 閲覧

【参考文献】

- 太田美鈴・新井美保子（2020）「市町村における新任保育士研修の現状と課題」『愛知教育大学研究報告 教育科学編』Vol.69、pp.39-47
- 黒澤聰子（2018）「特別区立幼稚園教員の研修体系について：現状と課題」『保育教諭養成課程研究』Vol.4、pp.85-94
- 小杉裕子・深谷和義（2023）「全国教育センターが実施する幼稚園教諭等向け研修内容の都道府県別比較」『桜山女子大学研究論集』Vol.54、pp.177-186
- 鈴木久米男（2024）「幼稚園教諭等の育成指標と研修との関わりの現状」『福島学院大学 研究紀要』Vol.66、pp.4-14
- 鈴木久米男（2025A）「保育所や幼稚園等の保育者のOff-JT実施に関する抽出都道府県を対象とした実施体制の比較検討」『福島学院大学 研究紀要』Vol.67、pp.1-14
- 鈴木久米男（2025B）「A県における就学前教育・保育の質向上を図るための行政による取り組み：A県への訪問調査の結果を踏まえて」『岩手大学大学院 教育学研究科研究年報』Vol.9、pp.35-51
- 千葉武夫・西村重稀・清水益治 他9名（2022）「保育所・認定こども園の研修体系の形成に関する研究」『保育科学研究』Vol.12、120-174
- 西野経子・阿部好恵「「保育の質」の向上のために必要な要素に関する研究－保育者へのアンケート調査から－」『帯広大谷短期大学 紀要』Vol.57、pp.35-42
- 開仁志（2021）「保育者の研修体系構築に関する一考察－法定研修を中心に－」『金沢星稜大学 人間科学研究』Vol.14、No.2、pp.39-44

【学術論文】

東日本大震災・原発事故が子ども関連地域指標に及ぼす影響

小島有里子¹⁾

小野舟瑛^{2,3)}

鈴木さとみ²⁾

内山登紀夫^{1,2)}

要約：

本研究は、東日本大震災被災地における子ども支援の財政的特徴を明らかにすることを目的とした。e-Stat（政府統計）から取得した2005年・2010年および2015年のデータを用い、福島県A市、宮城県B市、ならびに対照地域として三重県C市における出生数、15歳未満人口、社会福祉費、児童福祉費、教育費等を比較分析した。多値差置差の差（DiD）を実施し、総額は対数変換値、一人あたり額は実数値を用い、HC1による95%信頼区間を算出した。介入前の平行トレンドは2005年および2010年の単純DiDで検証した。結果、総額ではB市で児童福祉費と社会福祉費が増加し、A市では教育費増加と15歳未満人口の減少が顕著であった。一人あたり分析ではA市において社会福祉費と教育費の有意な増加が確認され、人口減少に伴う一人あたり投入の厚みが示唆された。一方、B市は総額拡大が中心であった。ただし一部指標では事前非平行が認められ、解釈には慎重さを要する。

キーワード：

東日本大震災、原子力災害、復興、子ども関連地域指標、オープンデータ

Abstract:

This study examined the fiscal characteristics of child-related support in areas affected by the Great East Japan Earthquake. Using data from the Portal Site of Official Statistics of Japan (e-Stat) for 2010 and 2015, we compared demographic indicators (population under 15 years) and fiscal indicators (social welfare, child welfare, and education expenditures) across City A (Fukushima Prefecture), City B (Miyagi Prefecture), and City C (Mie Prefecture, as a control). A multi-valued Difference-in-Differences (DiD) approach was applied. Total expenditures were estimated using log-transformed values, while per capita expenditures were analyzed in real values, with 95% confidence intervals calculated using HC1 robust standard errors. Pre-treatment parallel trends were tested using simple DiD models with 2005 and 2010 data. Results indicated that City B showed increases in child welfare and social welfare expenditures, whereas City A exhibited an increase in education expenditures and a marked decline in the population under 15 years. In per capita terms, City A demonstrated significant increases in both social welfare and education expenditures, suggesting intensified investment associated with population decline. In contrast, City B's trend was characterized by expansion in total expenditures. Some fiscal indicators showed pre-trend divergence, requiring cautious interpretation.

Keywords:

Great East Japan Earthquake, Nuclear Disaster, Post-disaster recovery, Child-related Regional Indicators, Open data

執筆分担

I. はじめに：◎小島、鈴木、小野、内山

II. 方法：◎小野、鈴木、小島

III. 結果：◎小野、鈴木

IV. 考察：◎小島、鈴木、内山

※◎：主担当

2025年 9月 20日受付 10月 22日受理

¹⁾ 福島学院大学福祉学部福祉心理学科

²⁾ 福島学院大学 福島子どもと親のメンタルヘルス情報・支援センター

³⁾ 福島学院大学短期大学部 保育学科

I はじめに

東日本大震災とは、2011年3月11日に発生したマグニチュード9.0の地震とそれにともなう津波による被害をもたらした「東北地方太平洋沖地震」に加え、福島第一原子力発電所および第二原子力発電所において生じた未曾有の原子力災害とが合わさった複合災害を指す（内閣府, 2012）。この災害によって、約2万人が死亡・行方不明となるなど（復興庁, 2023），人的被害・住家被害，さらには原子力災害による避難指示・帰還困難など甚大な被害がもたらされた。

東日本大震災の被害を受けた地域では、原発事故後に年少人口の急激な減少がみられている。震災と原発事故は当該地域の人口減少・少子高齢化を加速させ、その後、近年にかけて一部地域でわずかな回復傾向がみられている。我々は、現在、こうした被災地域に暮らす子どもとその保護者のメンタルヘルスに関する調査に取り組んでいる（福島子どもと親のメンタルヘルス情報・支援センター, 2025）。本研究は、乳幼児健診や小中学生とその保護者を対象とし、東日本大震災を経験した親子のメンタルヘルスの変遷を捉え、大規模災害を経験した地域に必要な支援を明らかにすることを目的としている。その過程において、被災地域における社会の再生や子どもの生活環境の変化を理解するためには、人口動態のみにとどまらず、児童福祉関連施策、支出の動向を把握することも重要である。特に、自然災害と原子力災害という二重の影響を受けた地域において、被災前後で児童福祉関連費などの行政の支出がどのように変化したのかを明らかにすることは、被災地における子ども支援の在り方や今後の福祉政策を検討する上で有益な知見をもたらすと考えられる。

本研究では、東日本大震災による地震・津波災害と原子力災害の影響を区別して検討する必要があると考えた。そのため、(1) 被災の種類が異なること、(2) 太平洋沿岸に位置すること、(3) 震災前（2010年）の人口規模が同程度であること、の3条件に合致する地域を対象地域として取り上げた。具体的には、震災と原子力災害の双方の被害を受けた福島県A市、震災の被害を受

けたものの原子力災害の影響が限定的であった宮城県B市、ならびに東日本大震災による直接的な影響を受けなかった三重県C市を対象地域とした。

本研究では、オープンデータに基づき、人口動態や児童関連費の支出動向を比較・分析することにより、東日本大震災の被災地における子ども支援の財政的側面の特徴を明らかにするとともに、今後の児童福祉政策の方向性を検討するための基礎的知見を提供することを目的とした。

II 方法

1. 対象地域

福島県A市、宮城県B市、三重県C市を対象とした。福島県A市の震災前の2010年時点の人口は、約7万人、世帯数は約2万4千世帯であった。東日本大震災と福島第一原発事故によって、市内は避難指示区域に指定され、多くの住民が避難を余儀なくされた（福島県庁, 2025）。

宮城県B市の震災前の2010年時点の人口は約7万3千人、世帯数は約2万5千世帯であった。震災時、津波によって壊滅的な打撃を受け、仮設住居等に避難を余儀なくされた（宮城県震災復興本部, 2025）。

比較対象の三重県C市の人口は、2011年以降減少傾向となり、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている（三重県政策企画部統計課人口統計班, 2025）。15歳未満人口（2010年約13%→2015年約11%）、高齢化率（2010年約22%→2015年約28%）のように推移している。全国平均は、15歳未満人口（2010年約13%→2015年約13%）、高齢化率（2010年約23%→2015年約28%）のように推移している。このようにC市の人口構造は、日本全国の平均的な傾向とほぼ同じ少子高齢化の状況を示しており（総務省統計局, 2020; 2015），今回の比較の対象市としては適していると考えられた。

2. データの取得

データは総務省統計局の「政府の統計の総合窓口 e-Stat (以下, e-Stat)」から、人口動態として「A1. 総人口数」「A2. 15歳未満人口数」「A3. 出生数」を、財政・経済として「B1. 社会福祉費」「B2. 児童福祉費」「B3. 教育費」を取得した。

A1～3は、対象年度における人口規模や年齢構成、出生動向を反映する基本的な指標であり、地域の将来的な人口構造の変化を理解する上で重要と言える。自治体財政でいう「B1. 社会福祉費」とは、一般会計歳出の目的別分類『民生費』の中の一部である。医療費や介護保険給付を除く一般会計の福祉関連支出で、児童福祉費、老人福祉費（高齢者施設・生活支援）、障害者福祉費（居宅介護・施設整備）、生活保護費（生活・医療扶助）に加え、地域福祉推進やボランティア支援、福祉人材育成等のその他施策も含まれる（総務省、2020）。地方自治体の一般会計における福祉関連支出の主要部分を構成し、幅広い福祉施策に係る経費と理解出来る。

「B2. 児童福祉費」とは、児童に対して行われる福祉サービスにかかる費用のことである。子ども・児童手当、児童扶養手当・児童育成手当、医療費助成、公立保育園、市立保育園・保育室、児童館、放課後児童クラブ（学童保育）、母子生活支援施設などの運営費が含まれる（増田、2016；富田、2021）。

「B3. 教育費」とは、自治体が学校教育、社会教育、教育行政に充てる支出の総称である。具体的には、幼小中学校費、高等学校費、公民館費、図書館費、博物館費、青少年教育施設費などがあり、人件費、教材費、施設整備費、運営費などが含まれる（総務省、2025）。

系列の定義・会計区分・元単位（千円）を確認し、年度間の可比性を担保した。単位は市レベルの年次データである。観測時点は2005年・2010年・2015年とし、2010～2015年を主比較とした。

3. 結果の処理

(1) ログアウトカム（総量）

総量の変化は各系列の常用対数で表現し、0値は欠測として除外した。

(2) レベルアウトカム（実数）

一人あたりの投入の検討はレベル指標でおこない、「B1. 社会福祉費／A1. 総人口数」「B2. 児童福祉費／A1. 総人口数」「B3. 教育費／A1. 総人口数」「B2. 児童福祉費／A2. 15歳未満人口数」を算出した。金額は元単位に応じて千円／人へ統一した。

4. 統計解析

本研究は多値処置 Difference-in-Differences (DiD) を用いて、対照群（C市）に対する2つの処置群（震災+原子力災害A市、震災のみB市）事前（2010年）－事後（2015年）の差の差を同一フレームで推定したものである。多値処置 DiD とは、単一の処置群ではなく複数の処置群を同時に扱い、各処置群の平均処置効果（Average Treatment Effect for Treated : ATT）を共通の対照群に対して並行推定する手法である。

推定は線形回帰モデルにより行い、時点ダミー post (2015年 = 1)、処置群ダミー B (B市)、A (A市)、およびそれぞれの交互作用項 (B × post, A × post) を主要説明変数とした。

従属変数の操作化は二系統である。第1に、人口・出生・財政等の総量については常用対数に変換した値（総量の比率解釈が可能な対数スケール）を用いた。対数モデルの交互作用係数 β は比率効果として $\exp(\beta) - 1$ により百分率へ換算して報告した。0値は対数が定義できないため欠測として扱い、説明変数と同時に完全ケースで推定した。第2に、政策解釈上重要な一人あたり指標（実数スケール）として、「B1. 社会福祉費／A1. 総人口」「B2. 児童福祉費／A1. 総人口」「B3. 教育費／A1. 総人口」「B2. 児童福祉費／A2. 15歳未満人口」を構成し、これらのレベル回帰では係数を単位当たり差（例：千円／人）としてそのまま解釈した。

推論手続きは最小二乗法に基づき、分散の不均一性を考慮して HC1 ロバスト標準誤差を用いた。各推定量について 95% 信頼区間および p 値を報告し、有意水準は両側 5% とした。効果量の提示は、対数モデルでは百分率変化、レベルモデルでは単位当たり差を併記し、解釈

の一貫性を確保した。モデル適合度として決定係数 R^2 をアウトカムごとに示した。

また、本研究は介入前の妥当性確認として、2005年と2010年の2時点データのみを用い、C市（対照群）とA市（震災+原発）、C市（対照群）とB市（震災）の各ペアで単純DiDによる事前平行トレンドの記述的検証を実施した。ログアウトカム（総量）は対数変換をおこない、係数を $\exp(\beta) - 1$ により百分率へ換算して解釈した。レベルアウトカム（実数）は単位差として算出した。対数変換における0値は欠測として除外し、完全ケースで計算した。各年×各群が1観測であるため回帰に基づく標準誤差やp値は算出せず、点推定に基づく記述的評価とした。

平行トレンド仮定の妥当性を次の三段階で記述的に評価した。ログアプロトカム（総量）は $\exp(\beta) - 1$ により百分率へ換算し、レベルアウトカム（実数）はレベル値の差を2005年対照群平均で規格化して百分率化した。判定基準を統一し、5%以下であれば「（平行トレンドを）支持する」、5～15%で「（平行トレンドは）限定的」、15%以上で「（平行トレンドを）支持しない」とした。

5. 倫理的配慮

本研究は公開アーカイブデータの二次解析であり、個人を特定し得る情報を含まない。従って、個人の同意は不要である。データの利用はe-Statの規約に則り、出典を明示した。

III 結果

2005年から2015年における各市の取得データを表1に示した。

A市では、「A1. 総人口数」が2005年68,662人から2010年70,878人へ小幅増の後、2015年57,797人へ減少した。「A2. 15歳未満人口数」は10,991人→9,649人→4,885人と大幅に縮小し、「A3. 出生数」も574→572→391と低下した。「B1. 社会福祉/A1. 総人口数」「B2. 児童福祉費/A2. 15歳未満人口数」は

一貫して上昇した。

B市では、「A1. 総人口数」が72,837人→73,134人→76,668人と増加し、「A2. 15歳未満人口数」も10,371人→11,147人→11,966人と拡大した。「A3. 出生数」は概ね横ばいであった。「B1. 社会福祉費/A1. 総人口数」は2010年に一時低下後、2015年に持ち直し、「B2. 児童福祉費/A2. 15歳未満人口数」は増加した。

C市では、「A1. 総人口数」は49,253人→51,023人→50,254人で概ね安定し、「A2. 15歳未満人口数」「A3. 出生数」も小幅な変動にとどまった。「B1. 社会福祉費/A1. 総人口数」および「B2. 児童福祉費/A2. 15歳未満人口数」は漸増した。

1. 平行トレンド

本研究では、介入前の妥当性確認として、2005年と2010年の2時点のみを用いた単純DiDによる事前平行トレンド検証を実施した。

ログアプロトカム（総量）では、「A1. 総人口数」はB市B市で-3.1%，A市で-0.4%と小さく、「A3. 出生数」もB市で+1.7%，A市で+0.6%であり、おおむね平行であると判断した。一方、「A2. 15歳未満人口数」はA市で-17.4%と大きく、支持しない可能性が示唆された。「B1. 社会福祉費」がB市で-34.7%，A市で+46.3%，「B3. 教育費」がB市で-17.4%，A市で+41.7%と、平行トレンドを支持しない結果であった。「B2. 児童福祉費」はB市で+2.8%と小さく、A市で+13.6%と限定的であった。

レベルアウトカム（実数）では、「B2. 児童福祉費/A2. 15歳未満人口数」はB市で-20.8千円/人、A市で+37.8千円/人と平行トレンドを支持しない結果であった。「B1. 社会福祉費/A1. 総人口数」はB市で-7.9千円/人、A市で+7.0千円/人、「B3. 教育費/A1. 総人口数」はB市で-9.1千円/人、A市で+15.0千円/人と限定的であり、「B2. 児童福祉費/A1. 総人口数」は平行トレンドを支持する結果となった。

2. ログアウトカム（総量）

表1 対象地域における地域関連指標の記述統計

	福島県A市			宮城県B市			三重県C市		
	2005年	2010年	2015年	2005年	2010年	2015年	2005年	2010年	2015年
(1) ログアウトカム (対数)									
A1. 総人口数 (人)	68,662	70,878	57,797	72,837	73,134	76,668	49,253	51,023	50,254
A2. 15歳未満人口数 (人)	10,991	9,649	4,885	10,371	11,147	11,966	6,878	7,311	7,014
A3. 出生数 (人)	574	572	391	692	697	693	404	400	416
B1. 社会福祉費 (千円)	967,637	1,808,173	2,028,964	1,491,442	1,244,157	1,923,713	937,113	1,197,102	1,560,585
B2. 児童福祉費 (千円)	1,547,706	2,931,200	2,367,494	1,818,965	3,118,089	3,918,257	1,512,761	2,522,811	2,852,102
B3. 教育費 (千円)	2,604,481	4,013,629	5,162,332	3,775,007	3,389,829	3,556,641	3,612,576	3,928,533	2,082,188
(2) レベルアウトカム (実数)									
B1. 社会福祉費/A1. 総人口数 (千円/人)	14.09	25.51	35.11	20.48	17.01	25.09	19.03	23.46	31.05
B2. 児童福祉費/A1. 総人口数 (千円/人)	22.54	41.36	40.96	24.97	42.64	51.11	30.71	49.44	56.75
B3. 教育費/A1. 総人口数 (千円/人)	37.93	56.63	89.32	51.83	46.35	46.39	73.35	77.00	41.43
B2. 児童福祉費/A2. 15歳未満人口数 (千円/人)	140.82	303.78	484.65	175.39	279.72	327.45	219.94	345.07	406.63

表2 ログアウトカム (総量) の分析結果

調査項目	地域	Coef(log)	95%CI(coef)	p値	exp(θ)	効果率差(%)	95%CI(効果率差)	モデル決定係数R ²
A1. 総人口数	宮城県B市 (震災)	0.24	-0.01 ~ 0.48	0.06 †	1.27	26.98	-0.56 ~ 62.14	0.30
	福島県A市 (震災+原子力災害)	-0.04	-0.29 ~ 0.20	0.73 n.s.	0.96	-4.28	-25.04 ~ 22.23	
A2. 15歳未満人口数	宮城県B市 (震災)	0.33	0.06 ~ 0.60	0.02 *	1.39	38.85	6.32 ~ 81.34	0.74
	福島県A市 (震災+原子力災害)	-0.57	-0.83 ~ -0.30	0.00 **	0.57	-43.31	-56.60 ~ -25.97	
A3. 出生数	宮城県B市 (震災)	0.31	-0.01 ~ 0.63	0.06 *	1.37	36.55	-0.69 ~ 87.75	0.44
	福島県A市 (震災+原子力災害)	-0.26	-0.58 ~ 0.06	0.11 n.s.	0.77	-22.96	-43.97 ~ 5.93	
B1. 社会福祉費	宮城県B市 (震災)	0.30	0.06 ~ 0.53	0.01 *	1.34	34.36	6.36 ~ 69.72	0.55
	福島県A市 (震災+原子力災害)	0.35	0.11 ~ 0.58	0.00 **	1.42	41.71	12.18 ~ 79.00	
B2. 児童福祉費	宮城県B市 (震災)	0.32	0.21 ~ 0.43	0.00 **	1.38	37.59	23.66 ~ 53.10	0.85
	福島県A市 (震災+原子力災害)	-0.18	-0.29 ~ -0.08	0.00 **	0.83	-16.86	-25.28 ~ -7.50	
B3. 教育費	宮城県B市 (震災)	0.09	-0.28 ~ 0.46	0.63 n.s.	1.10	9.50	-24.14 ~ 58.06	0.38
	福島県A市 (震災+原子力災害)	0.46	0.10 ~ 0.83	0.01 *	1.59	58.94	10.11 ~ 129.41	

** p<0.01, * p<0.05, † p<0.10, n.s. non significant

ログアウトカム（総量）の分析結果を表2に示した。

A1. 総人口数

A市は-4.3%で変化は有意ではなく（95%CI -25.0～22.2, p=0.726), B市は+27.0%で増加傾向を示したが境界的であった（95%CI -0.6～62.1, p=0.056). 決定係数R²は0.297であった。

A2. 15歳未満人口数

A市は-43.3%の有意な減少を示し（95%CI -56.6～-26.0, p<0.001), B市は+38.9%の有意な増加を示した（95%CI 6.3～81.3, p=0.016). 決定係数R²は0.739であった。

A3. 出生数

A市は-23.0%で有意差はなく（95%CI -44.0～5.9, p=0.108), B市は+36.5%で境界的増加であった（95%CI -0.7～87.8, p=0.055). 決定係数R²は0.438であった。

B1. 社会福祉費

A市は+41.7%で有意に増加し（95%CI 12.2～79.0, p=0.003), B市も+34.4%で有意に増加した（95%CI 6.4～69.7, p=0.013). 決定係数R²は0.551であった。

B2. 児童福祉費

A市は-16.9%で有意に減少し（95%CI -25.3～-7.5, p<0.001), B市は+37.6%で有意に増加した（95%CI 23.7～53.1, p<0.001). 決定係数R²は0.84であった。

B3. 教育費

A市は+58.9%で有意に増加し（95%CI 10.1～129.4, p=0.013), B市は+9.5%で有意差を認めなかった（95%CI -24.1～58.1, p=0.628). 決定係数R²は0.380であった。

3. レベルアウトカム（実数）

レベルアウトカム（実数）の分析結果を表3に示した。

B1. 社会福祉費／A1. 総人口数

A市は+10.8千円／人で有意に増加し（95%CI 3.9～17.8, p=0.002), B市は+0.8千円／人で有意差はなかった（95%CI -6.1～7.8, p=0.815). 決定係数R²は0.486であった。

B2. 児童福祉費／A1. 総人口数

A市は-6.6千円／人で有意差はなく（95%CI -15.1～1.9, p=0.129), B市は+3.6千円／人で有意差はなかった（95%CI -5.0～12.1, p=0.412). 決定係数R²は0.265であった。

B3. 教育費／A1. 総人口数

A市は+34.0千円／人で有意に増加し（95%CI 15.1～52.9, p<0.001), B市は-9.0千円／人で有意差は認められなかった（95%CI -27.9～9.9, p=0.353). 決定係数R²は0.603であった。

B2. 児童福祉費／A2. 15歳未満人口数

A市は+150.8千円／人で有意に増加し（95%CI 84.2～217.5, p<0.001), B市は-6.4千円／人で有意差はなかった（95%CI -73.0～60.3, p=0.4353). 決定係数R²は0.676であった。

IV 考察

平行トレンドの検証結果より、「A1. 総人口数」「A3. 出生数」「B2. 児童福祉費」「B2. 児童福祉費／A1. 総人口数」は事前の平行性が概ね担保されている一方、「A2. 15歳未満人口数」のA市、「B1. 社会福祉」「B3. 教育費」, ならびにB2. 児童福祉費／A2. 15歳未満人口数」では事前から非平行の可能性が高い。したがって、これら後者のアウトカムに関する解釈には、事前トレンドの乖離に起因するバイアスの可能性を考慮する必要がある。

1. 人口動態（総人口・15歳未満人口数・出生数）

本研究で比較した福島県A市と宮城県B市において、2010年から2015年の人口動態の変化は、異なる様相を示した。A市のある福島県の浜通り地区全体では、東日本大震災津波被害と福島第一原発事故の影響により、壊滅的な被害を受け、死者がおよそ3,266名、行方不明も合わせるとおよそ3,491名が犠牲となった（消防庁, 2014）。A市の総人口数と出生数は減少傾向がみられた。とりわけ、15歳未満人口の落ち込みは顕著で、有意な減少が認められた。津波や原発事故の影響は大きく、市民生活や産業に影響を与えた。人口減少のほか、避難生活により、地域コミュニティの分断も深刻であった（堂

表3 レベルアルファトカム（実数）の分析結果

調査項目	地域	Coef	95%CI(coef)	p値	効果差(千円/円)	95%CI(効果差)	モデル決定係数R ²
B1 (社会福祉費) / A1 (総人口数)	宮城県B市 (震災)	0.83	-6.13 ~ 7.79	0.81 n.s.	0.80	-6.10 ~ 7.80	0.49
	福島県A市 (震災+原子力災害)	10.85	3.88 ~ 17.81	0.00 **	10.80	3.90 ~ 17.80	
B2 (児童福祉費) / A1 (総人口数)	宮城県B市 (震災)	3.56	-4.95 ~ 12.07	0.41 n.s.	3.60	-5.00 ~ 12.10	0.27
	福島県A市 (震災+原子力災害)	-6.59	-15.10 ~ 1.93	0.13 n.s.	-6.60	-15.10 ~ 1.90	
B3 (教育費) / A1 (総人口数)	宮城県B市 (震災)	-8.96	-27.87 ~ 9.95	0.35 n.s.	-9.00	-27.90 ~ 9.90	0.60
	福島県A市 (震災+原子力災害)	33.97	15.06 ~ 52.88	0.00 *	34.00	15.10 ~ 52.90	
B2 (児童福祉費) / A2 (15歳未満人口数)	宮城県B市 (震災)	-6.35	-73.02 ~ 60.32	0.85 n.s.	-6.40	-73.00 ~ 60.30	0.68
	福島県A市 (震災+原子力災害)	150.84	84.17 ~ 217.51	0.00 *	150.80	84.20 ~ 217.50	

**p<0.01, *p<0.05, †p<0.10, n.s. non significant

免, 2021). 震災直後には、最大で人口の半数が市外に避難したが、その後、避難指示も多くの地域で段階的に解除され、常磐線全線復旧やインフラ整備が進展したものの、帰還困難区域は依然として残存しており、長期間にわたり住民が生活拠点を奪われることになった。被害は「震災+原子力災害によるによる長期避難・社会的分断」という二重の側面を持つ。

一方、B市のある宮城県沿岸部全体では、死者、行方不明合わせて、およそ1万人を超える方が津波被害で犠牲となった（消防庁, 2014）。被害は大きかったものの、総人口と出生数は、増加傾向が認められた。15歳未満人口に関しては、有意な増加が認められた。総人口・15歳未満人口数・出生数の増加傾向から、人口動態は比較的安定して推移していることが示唆された。B市では原発事故に伴う「避難指示区域」は存在しなかったことから、主に震災被害からの復興に集中することが可能だったため、A市とB市の間には、震災の影響を受けた人口動態に顕著な差異が存在することとなった。

B市では、若年層や子育て世帯も一定数居住していることが人口増加の要因と考えられる。

2. 社会福祉費・児童福祉費

社会福祉費は、A市とB市の両市において、統計学的に有意な増加が認められた。「社会福祉費全体」は震災対応で大幅に増加していることから、震災後の避難者支援や被災地域への行政サービス拡充が反映されていると推察する。A市においては、震災後、特に高齢者福祉と生活保護関連が重点化され、帰還困難世帯への支援が求められ、避難先や仮設住宅での高齢者支援、見守り・介護サービス提供が増加したことが示唆された。

B市においても、津波被害に伴い、復興公営住宅の整備や地域福祉の拡充が「社会福祉費」の増大に直結していると考えられる。

次に、児童福祉費に関しては、A市において、有意な減少が認められ、児童手当費や関連支出が縮小していることが確認された。背景には、震災後の人口流出があり、特に15歳未満の人口や子育て世代の転出、出生数の減

少が影響し保育所・児童館等の利用児童数の減少ならびに関連事業縮小が影響していると考えられる。前述したように、同時期に「社会福祉費全体」は震災対応で大幅に拡大する一方で、児童福祉費は縮小という対照的な動きが見られる。これは、出生数の大幅な減少および子ども世代人口の流出が主要因であると考えられる。一方、震災後も残った子どもに対しては、保育料軽減や一時預かり拡充などの施策が打たれた記録があり、一人当たりに係る児童福祉費が縮小したわけではない。A市における児童福祉費縮小の最大の要因は「子どもの数が減った（特に住民票を移した世帯が多い）」ためと考えて矛盾はないと考えられる。A市において、児童福祉費は減少し、社会福祉費全体が増加しているということは、避難者支援、生活保護高齢者等の支援（縮小する社会の中で最低限の基盤を守る福祉）を最優先して維持しなければならないニーズが強かったことを示している（東日本大震災復興対策本部, 2011）。

対照的に、B市の児童福祉費は、有意に増加しており、全国的な児童手当拡充政策の影響を反映している（内閣府, 2015）。このことは、震災後の児童福祉政策がA市では人口減少により十分に展開し得なかったのに対し、B市では、津波被災地だが、人口減少が長期化せず、回復が比較的早く人口安定を前提に、子育て・地域福祉・高齢者支援のバランスを取りながら福祉インフラ・サービスを拡充する福祉が反映されていたことが示されている（復興庁, 2025）。

3. 教育費

教育費に関しては、A市では、有意な増加が認められた。これは主として、教員給与や学校運営費に加え、震災後は、学校施設の除染、仮設校舎整備、被災校舎の修繕、避難や休校に伴う臨時の教育支援措置に要した経費が含まれている。特に放射線対策（除染、線量測定、給食食材検査）や心のケアや学習保障の観点から特別にスクールカウンセラーや教員数の配置数を拡大し多額の経費を要した事例が報告されている（文部科学省, 2010）。給食費無償化や学用品補助なども教育費に含まれるが、

A市では被災児童への経済的支援の一環として実施された。

一方で、B市においては、緩やかな増加に留まり、流失した校舎や図書館の再建、給食センターの再整備といった基盤復旧型の支出が多く、A市のように「除染や避難」を前提とした教育施策は見られず、両市の教育費の性格には差異がみられた。

4. 社会福祉費・児童福祉費・教育費／人口数および児童福祉費／15歳未満人口数

社会福祉費と教育費を人口で割った一人あたり指標を見ると、A市において、一人あたり支出額は統計的に有意な増加が認められた。教育費に関しての考察で述べたように、震災後は教育関連費の中には、放射線対策（除染、線量測定、給食食材検査）やこころのケア等も費用も含んでおり、教育費の一人あたりの支出も、生活の基盤を守るための対策として明確に手厚くなっている。

A市では総人口の急減により、相対的に一人あたりの児童福祉費支出額は増加傾向にある。一方、児童福祉費を15歳未満人口で除した場合、15歳未満人口数の減少が著しく、一人あたり支出額はむしろ増加していることが確認できる。要因として、児童手当や保育関連支出の対象となる子どもが減少したためとも考えられるが、少ない児童に対して、積極的に児童手当や保育関連費用を手厚くしたという見方も出来る。

B市では、社会福祉費・児童福祉費・教育費一人あたりの支出額は緩やかな増加から横ばいで推移しており、震災後も15歳未満人口が増加していることからも、児童手当や保育関連費用のニーズがあることが示唆された。

Kato (2025) は、中小市町村を対象にし、歳出科目の関係を分析する研究を行い、人口一人あたりの児童福祉費が増加した自治体では人口が増加していたという報告をしているが、A市（震災+原子力災害）においては、人口一人あたりの児童福祉費と人口は増加傾向を示さず、この先行研究とは一致しなかった。震災後の急激な人口減少が著しかったためと考えられる。一方、B市（震災のみ）においては、2010年と2015年の比較で、有意差は認められなかったが、人口一人あたりの児童福

祉費と人口は増加傾向にあった。今後の両市の人口の動向を引き続き注視していく必要がある。

5. 限界

東日本大震災直後には、被災者の生活支援や地域の復旧・復興に要する費用が急激に膨らみ、地方公共団体の歳出は通常時とは大きく異なる構成となった。児童福祉費・社会福祉費・教育費といった恒常に計上される経費に加えて、災害援助費と位置づけられる臨時の支出も発生したが、その境界は必ずしも明確ではなかった。そのため、どの程度が通常の福祉・教育関連費で、どの程度が災害援助に充てられたのかを正確に把握することは限界があり、震災対応経費の実態を詳細に区分することは困難であった。

6. まとめ

以上の分析から、両市の復興過程には以下のような違いが認められる。A市では人口流出と少子化に直結した社会基盤の弱体化が顕著であり、国の児童手当拡充政策の効果が限定的であった。一方、B市では人口動態が安定していたため、国の施策を地域福祉や教育政策の強化に活かすことができた。この違いは、震災が地域の人口構造や社会資源に与える影響の差異を如実に表している。本比較研究から得られる知見をまとめると、以下の点が挙げられる。

第一に、広域的な複合災害は単なる一時的な人口減少に留まらず、出生数や年少人口の減少を通じて長期的な少子化を加速させる可能性がある。

第二に、人口規模が縮小する地域では、国の普遍的な児童福祉政策が十分に機能しない可能性があるため、地域の特殊性に応じた施策設計が不可欠である。

第三に、教育費に関しては、災害時における学校機能の確保と心のケアへの投資が重要であり、A市の事例はその必要性を示している。他方で、B市のように基盤整備中心の支出が有効な場合もあり、災害の被害形態や地域特性に応じた柔軟な教育政策が求められる。

V 結語

本研究を通じて、震災は、全国的な死亡数が出生数を上回る自然減ではない急激な人口減少をもたらし、その後の少子高齢化の加速にも大きな影響を及ぼしたことが確認できた。A市では津波と原発事故による人口流出と少子化の進行が著しく、児童福祉費の縮小につながった。

一方、B市では人口動態が比較的安定しており、児童福祉・教育費の増加がみられた。子ども・子育て支援新制度、スクールカウンセラーの全国配置、給食費支援等のような震災後の国の施策は、両市の復興施策にも影響を与えている。A市では安全確保型の施策が優先され、B市では基盤再建型の施策が中心となった。これらの比較から、災害の性質に応じて福祉・教育政策の重点が異なることが明らかになった。

本研究は、震災後、5年間という比較的短期的視点で捉えたが、今後の児童福祉政策においても、災害の対応と同時に地域差に応じた児童福祉・教育政策を整え、持続可能な子育て環境をいかに構築していくかが重要である。

付記

本研究は、福島国際研究教育機構（F-REI）の委託研究費（JPFR25050501）により実施した。

VI 引用文献

- 福島県庁. (2025). 避難地域復興課. https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/?utm_source=chatgpt.com (2025年9月1日確認)
- 福島子どもと親のメンタルヘルス情報・支援センター. (2025). 福島県浜通りの親子へのメンタルヘルスについての縦断研究. https://www.fcmic.space/?page_id=989 (2025年9月16日確認)
- 復興庁. (2023). 東日本大震災の教訓継承サイト 1. 被害の状況. <https://www.reconstruction.gov>

- go.jp/311kyoukun/archive/chapter1-verse1.html?utm_source=chatgpt.com (2025年9月1日確認)
- 復興庁. (2025) 復興の現状と今後の取り組み <https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20250630genjoutorikumi.pdf> (2025年9月1日確認)
- Haruka Kato. (2025). Effective per capita municipal expenditures correlated with population changes in small and medium-sized cities in Japan. *Journal of Urban Management*, 14, 314-324.
- 東日本大震災復興対策本部. (2011) 復興の基本方針と各市町村の復興計画. <https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/03houshin.pdf> (2025年9月18日確認)
- 小池司朗. (2013) 東日本大震災に伴う人口移動傾向の変化 —岩手・宮城・福島の県別、市区町村別分析—. 季刊 社会保障研究, 49 (3), 256-269.
- 国立社会保障人口問題研究所. (2023) 人口推計. <https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/mainmenu.asp> (2025年9月1日確認)
- 増田幹人 (2016). 子育て支援策と地方自治の負担. 澤大学経済学論集, 47, 27-38.
- 三重県政策企画部統計課人口統計班. (2025). 人口・世帯の動き. <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci500002688.htm> (2025年9月16日確認)
- 宮城県震災復興本部. (2025). 「東日本大震災の概況 (Overview Of the Great East Japan Earthquake)」. https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagifukkounotabi/overview/index.html?utm_source=chatgpt.com (2025年9月1日確認)
- 文部科学省. (2010) 平成22年度文部科学白書. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201001/1311678.htm (2025年9月16日確認)
- 内閣府. (2012). 平成24年度防災白書. https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/H24_honbun_1-4bu.pdf (2025年9月16日確認)
- 内閣府. (2015). 子ども・子育て支援新制度に関する資料. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/> (2025年9月1日確認)
- 総務省統計局. (2010). 国勢調査 [統計表]. 政府統計の総合窓口 (e-Stat). <https://www.e-stat.go.jp/> (2025年9月1日確認)
- 総務省統計局. (2015). 国勢調査 [統計表]. 政府統計の総合窓口 (e-Stat). <https://www.e-stat.go.jp/> (2025年9月1日確認)
- 総務省. (2020) 地方財政白書 地方経費の内容. https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/24data/index.html (2025年9月1日確認)
- 総務省. (2025). 地方財政白書. https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/index.html (2025年9月18日確認)
- 総務省 (2025). 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数. https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutaisetisu.html (2025年9月1日確認)
- 消防庁. (2014) 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等 https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/h26/items/part7_section1.pdf?utm_source=chatgpt.com (2025年9月1日確認)
- 富田絢子. (2021) 地方独自の子育て政策における市町村間競争と効果財務総合政策研究所. PRI Discussion Paper Series (No.21A-05) (2025年9月1日確認)
- 堂免隆浩. (2021). コミュニティの継承も人命も尊重する復興事業の可能性. 計画行政 44(4), 19-24.

【学術論文】

**東日本大震災・原発事故後による福島県内避難者支援の今後のあり方に関する提言
～生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）の考察を踏まえて～**

関 靖男 *

要約：

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から14年が経過した。福島県内居住地から原発事故の影響により避難生活を余儀なくされた方の大半が今もなお避難先の県内復興公営住宅で生活を送っている。避難者支援を業とする生活支援相談員の活動は、現在も避難先と避難元の市町村社会福祉協議会の連携・協働により行われている。一方で、避難指示が解除され避難前の地域へ帰還する住民もあり、帰還住民の受け入れ準備や帰還住民の生活課題解決と住民同士のコミュニティ形成についての検討が必要である。このことから、今後の避難者支援のあり方を議論すべく、本稿では先行研究および避難者の現状に関する調査結果を用いて考察を行い、今後の県内復興公営住宅入居者支援のあり方を提言する。

キーワード：

東日本大震災、原発事故、避難者支援、社会福祉協議会、生活支援相談員

英文キーワード：

Great East Japan Earthquake, nuclear accident, evacuee support, social welfare council, life support counselor

2025年 9月 20日受付 11月 7日受理

* 福島学院大学福祉学部福祉心理学科 講師

1 はじめに

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」と略す）から14年が経過し、福島県内居住地から原発事故の影響により避難生活を余儀なくされた方は2025（令和7）年2月現在約25,000人が福島県内外で生活している。そのうちの約5,000人は福島県内の市町村で避難生活を送っており、うち約4,000人は福島県内の復興公営住宅で生活を送っている。

福島県内の避難者支援は仮設住宅入居時から市町村社会福祉協議会1)（以下「市町村社協」と略す。）に所属する生活支援相談員が中心となり、安心して日常生活を営むことができるよう「見守りや日常生活上の相談支援（個別支援）」と「住民同士の交流・地域社会への参加促進（地域支援）」を関係機関との連携により行ってきた。

生活支援相談員の配置に関する福島県の特徴は、原発事故により自治体ごと広域避難を余儀なくされたため、避難前に住んでいた市町村（以下「避難元」と称する）の市町村社協に所属する生活支援相談員と避難者を受け入れた市町村（以下「避難先」と称する）の市町村社協に所属する生活支援相談員が連携・協働し避難者の個別支援と地域支援を行ってきたことである。この方法は現在も継続して行われている。

復興が進んだことにより元々住んでいた避難元市町村へ帰還する住民が増加してきており、避難元市町村では帰還者の生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）を行政と市町村社協が連携して行わなくてはならず、国が定めた第2期復興創生期間が2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まであり、現状のまま避難先において避難元の生活支援相談員が避難者支援を継続していくのか再検討の時期に来ている。

さらに、福島県社会福祉協議会（以下「県社協」と称する）が2023（令和5）年度に実施した「福島県復興公営住宅実態調査研究事業報告書」（以下「実態調査」と略す）によると、「現在の復興公営住宅に住み続ける見込みであるか」という問い合わせに対し「住み続けない」が4.5%、「住み続ける」が44.9%、「不明（判断がつかない）」が48.8%という結果であった。実態調査で明らかになっ

た単身化・高齢化の進行という状況を勘案すると、避難先での生活が永くなり利用している医療機関や福祉サービス等も避難先であることなどから、今後も復興公営住宅に住み続けることが見込まれる。

そのため、福島県内の復興公営住宅に住んでいる避難者に対する生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）に関する避難先市町村社協の役割はこれまで以上に重要となる。

のことから、本研究は福島県内におけるこれまでの生活支援相談員活動（個別支援と地域支援）の考察を踏まえ、福島県内の復興公営住宅で生活する避難者に対する支援のあり方に関する提言を行う。

2 研究方法

生活支援相談員に関する調査はいくつか実施されてきたが、初めて県内の復興公営住宅に住む全ての避難者の実態を明らかにした実態調査（県社協実施）を用いる。

この調査結果を生活支援相談員の役割である生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）の観点から先行研究も踏まえて考察を行い、福島県内の復興公営住宅で生活する避難者の今後の支援のあり方に関する提言を行う。

3 倫理的配慮

県社協が実施した「実態調査」を用い研究を行うことについて承諾を得ている。

また、県社協以外の団体や個人名は特定されないよう配慮している。

4 原発事故に伴う広域避難の影響

原発事故により自治体ごとに役場機能も含め住民全てが何世代にもわたり住み続けていた自治体（避難元）を離れ、自らの意思に反して県内外の広域に避難を余儀なくされ、避難者を受け入れた自治体（避難先）での生活を余儀なくされた。このことにより避難者個人とその家族の生活課題とコミュニティに大きな影響があったことから、その内容を整理する。

避難元自治体と主に役場機能を移転した避難先（括弧書き）は次のとおりである。①浪江町（二本松市）、②双葉町（埼玉県加須市）、③大熊町（会津若松市）、④富岡町（郡山市）、⑤楢葉町（会津美里町、いわき市）、⑥広野町（いわき市）、⑦川内村（郡山市）、⑧葛尾村（会津坂下町）、⑨飯館村（福島市飯野町）。

このような広域避難により福島県の2011（平成23）年3月1日時点の人口と世帯数は2,024,401人・721,535世帯であったが、2014（平成26）年3月1日時点の人口と世帯数は1,936,450人・728,953世帯であり、比較すると人口は87,951人減少し世帯数は7,418世帯増加している。人口が減少したのに世帯数が増加している主な要因は、被災前は三世代同居であったが避難により高齢者は仮設住宅へ住み、親子は福島県内の借り上げ住宅で生活若しくは福島外へ避難する等して世帯分離が進んだためである。

この世帯分離の進行は世帯の自助力を著しく低下することが予測され、介護や子育て、買い物や通院など様々な生活課題が顕在化するようになった。

また、広域避難は集落や町内会ごとの避難ではなかったことから、避難前に形成されていた隣近所のコミュニティを崩壊させることになり、住民同士の助け合いの喪失につながった。さらに福島県内の復興公営住宅入居後も広域避難の影響が現れた。福島県では、地震・津波により被災した住民が入居する住宅を「災害公営住宅（市町村設置）」と呼び、原発事故により避難を余儀なくされた避難者が入居する住宅を「復興公営住宅（福島県設置）」と呼んで区別している。

「災害公営住宅」の場合、自治体内に建てられることが多く、被災前の集落や地区の住民が生活する仮設住宅入居者をそのまま災害公営住宅へ入居等コミュニティの維持に配慮した入居が可能となった。しかし、「復興公営住宅」の場合、仮設住宅自体が広域に分散していたこともありコミュニティの維持という視点を取り入れることができず、入居希望に配慮しながらも抽選により入居先の「復興公営住宅」が決まるという仕組みとなった。その結果、仮設住宅での生活で顔なじみとなった近隣住

民が必ずしも同じ復興公営住宅に入居できず、入居先で新たな人間関係づくりをしながら共に助け合うコミュニティをつくる必要が生じたことも広域避難の大きな影響である。

このような広域避難による影響が現れた結果、避難先において避難者の顕在化した生活課題の解決と新たなコミュニティづくりという課題に対応するため、生活支援相談員を配置する必要が生じた。

5 生活支援相談員の配置について

東日本大震災前の1995（平成7）年1月阪神・淡路大震災では生活援助員の配置、1998（平成10）年10月新潟中越沖地震では生活支援相談員を配置するなど、大規模災害において生活支援相談員を配置し被災者・避難者への支援は行われてきた。東日本大震災においても国の第一次補正予算で広域避難を余儀なくされた避難者に対する生活福祉資金貸付（県社協が実施主体）を中心とした相談支援の一環である生活福祉資金関連補助金（セーフティネット支援対策事業補助金）のメニューとして2011（平成23）年8月頃から市町村社協に生活支援相談員を配置し始めた。

現在の生活支援相談員は、2015（平成27）年4月から「被災者見守り・相談支援事業（国庫補助事業）」のメニューにより配置されるようになり、当該事業による生活支援相談員の役割は、心のケアや孤立防止のための見守り支援、日常生活上の相談支援といった「生活課題解決（個別支援）」と住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進といった「コミュニティづくり（地域支援）」となっている。

また、当初の生活支援相談員配置事業の財源が生活福祉資金関連補助金だったことで、生活福祉資金貸付事業の実施主体である県社協が実施主体となり、避難元市町村社協と避難先市町村社協に委託するかたちで生活支援相談員を配置することになった。避難元市町村社協に生活支援相談員を配置した理由は、広域避難により市町村社協が実施していた介護保険事業が実施できなくなったため、従事職員（ホームヘルパー等）の雇用対策という

側面もあった。また、仮設住宅入居者にとっては、顔なじみのホームヘルパー等が生活支援相談員となって訪問を行うことにより安心感につながるとともに、仮設住宅内のコミュニティづくりがスムーズに行える等の効果が見込まれたためでもあった。避難先市町村社協に生活支援相談員を配置した理由は、避難元の生活支援相談員だけでは避難先の病院やスーパー等の社会資源や避難者の生活支援を行うサービス等がわからないため、避難先にも生活支援相談員を配置し、両者の連携により仮設住宅入居者への相談対応をスムーズに行う必要があったからである。また、仮設住宅が立地する地域住民とのコミュニティづくりを行うことにより地域社会への参加を促進し、孤独・孤立防止へつなげることも理由の一つであった。

6 生活支援相談員による福島県内の避難者支援の現状

2025（令和7）年度において生活支援相談員は、避難元と避難先の20市町村社協に129名配置されている。2020（令和2）年3月には原発事故により避難指示区域とされたすべての市町村の避難指示が解除されたが、住民登録者数に対する実際の居住者の割合は、高い市町村で90%台であるが低い市町村では約4%とその差は大きい状況である。したがって、避難元市町村社協の生活支援相談員は避難元市町村において帰還者の受け入れ準備や帰還者の生活課題解決（個別支援）と帰還者同士のコミュニティの再構築に注力しなければいけないのが現状である。それに加え遠方の避難先復興公営住宅入居者を見守るため訪問を行っており、生活支援相談員が疲弊する要因ともなっている。避難先市町村社協の生活支援相談員は、主に復興公営住宅入居者を対象に避難元市町村社協の生活支援相談員と同行訪問を行うとともに、復興公営住宅入居者の集まる場（茶話会やイベント）づくりなどを行っているが、入居者の高齢化などにより参加者が減少するなどの課題もある。2022（令和4）年度からは、これまでの生活支援相談員の活動が復興公営住宅入居者の安否確認や生活上の相談といった個別支援にウエイトがおかれていたことを踏まえ、新たに「避難

者地域支援コーディネーター」を配置し単身化と高齢化により人間関係の希薄化が進む復興公営住宅内入居者同士のコミュニティの再構築や復興公営住宅周辺の地域住民との人間関係づくりを強化することにしている。

なお、2023（令和5）年度からは、特に復興公営住宅が多い4市（いわき市、郡山市、福島市、南相馬市）において「市町村社協連携避難者支援センター」を順次設置し、常時避難先と避難元の生活支援相談員・避難者地域支援コーディネーターが連携できる体制を県社協が実施主体となり構築することにより、復興公営住宅入居者の個別支援と地域支援を強化することにしている。しかしながら、このような避難先と避難元の連携による避難者支援の取り組みは、現状では主に帰還者数が少ない双葉町・大熊町・富岡町社協の参加になっていることからも、年々帰還者数が多くなるにつれ避難元市町村社協が常時避難先社協と連携することが出来るのかが課題であろう。

7 避難者支援の考察

考察にあたり用いた実態調査は、2023（令和5）年7月～9月に行われ、福島県内72復興公営住宅全戸（4,767戸）を調査対象とし、世帯アセスメント票を用い生活支援相談員と避難者地域支援コーディネーターによる見立てを選択肢から選択することにより数値化し集計したものである。回答率は100%であったが、ほとんどの設問（アセスメント）において全体の20%（設問により40%～50%）が「不明（判断がつかない）」と回答しており、アセスメントによる調査の課題もあること念頭において考察を行った。なお、本稿では実態調査集計のうち「無回答」を欠損値とし再集計した数値である。

また、考察にあたり参考とした二つの先行研究の概要を記述する。

高木（2024）は、原発事故の避難者が避難先／避難元の地域社会に対してどのような意識を有しているのか、そしてそのことが避難先における人間関係の構築にどのような影響を与えているのかを、2017（平成29）年に実施した復興公営住宅入居者への質問紙調査のデー

タから明らかにした。質問紙調査は、原則として入居開始から1年以上経過した団地（14団地）で生活する661世帯を対象とし、質問紙を郵便ポストにポスティングする形で配付し、回答は無記名、郵便で回収した。回収は354世帯（回収率53.6%）であった。

調査の結果、第一に原発事故の避難者は全体として避難元だけでなく避難先の地域社会にも関わりたいと思っていること、第二に避難者にとって「避難先の地域社会」とは復興公営住宅内のコミュニティのことを指しており、受け入れ地域社会との関係は進んでいないことを指摘している。その上で、避難先の地域社会に関わりたいと思っても「避難者」と「受け入れ住民」という対立軸を意識しているが故に関係づくりがうまく進まない可能性を示していることから、単に両者をつなげるしくみづくりだけでなく、両者の軋轢を生み出す構造的な要因を探求し、解消していくことが求められると結論づけている。

佐々木他（2025）は、被災者支援の終結に際して一般施策による支援への移行を見据え、同時期に行なった世帯アセスメント調査と被災住民アンケート調査の集計結果のうち、特に回答に乖離が見られた項目を中心に考察し、今後の被災者支援のあり方を検討した。世帯アセスメント調査は、2023（令和5）年7月～2024（令和6）年6月に実施され、生活支援相談員が世帯アセスメント

票に記入（見立てを含む）する方法で行われ、支援対象としている1,974世帯全てのアセスメント票を回収し回答は1,974世帯（回収率100%）であった。この調査は、考察にあたり用いた実態調査と同様の方法による調査である。被災住民アンケート調査は、2024（令和6）年3月～同年5月に実施され、支援度が高く判断された2,008世帯のうち18歳以上の世帯構成員2,694人を対象に無記名で回答。生活支援相談員が訪問時に調査票を留置き、郵送で回収した結果回答数は1,337人（回収率52.0%）であった。

調査の結果、生活支援相談員が捉える生活課題（世帯アセスメント）と住民の声（住民アンケート）の2つの調査を通して「訪問活動（アウトリーチ）の意義と必要性」と「住民が捉える課題意識と生活支援相談員の認識との乖離」が明らかになったとしている。そのため、支援の終結や移行において丁寧な確認とアフターフォローを行う必要性が示唆されることと、住民と支援者が「共立」して見守りを実践するという新たな形を目指すことが重要であると結論づけている。

6.1 考察1：生活課題解決（個別支援）に関する課題

世帯構成は、単身が58.2%、複数が41.8%となっており、単身世帯の年齢構成は、60歳以上が72.7%、70歳以上が52.3%と高齢化の進行が懸念される。（表1、2）

（表1）世帯構成

	合計	複数	単身
回答数（世帯）	3,512*	1,469	2,043
割合（%）	100.0	41.8	58.2

*「空室873世帯」「不明73世帯」「特別措置（避難者以外の一般県民）444世帯」を除き筆者が再集計

（表2）単身（表場）世帯の年齢

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代以上
回答数（世帯）	2,029*	55	104	169	228	414	597	361	99	5
割合（%）	100.0	2.7	5.1	8.3	11.2	20.4	29.4	17.8	4.9	0.2

*「無回答14世帯」を除き筆者が再集計

次にいくつかの設問から生活課題を考察してみる。

「気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある」に対し、「ある」は7.2%、「ない」は63.3%、「不明（判断つかず）」は29.5%であった。（表3）この設問の佐々木他（2025）によると、アセスメントでは「ある」が22.1%、住民アンケートでは「感じる」が66.5%と回答が大きく乖離している。「震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある」に対し、「ある」は3.5%、「ない」は63.5%であった。（表4）この設問の佐々木他（2025）によると、アセスメントでは「ある」が5.6%、住民アンケートでは「感じる」が61.0%と回答が大きく乖離している。

（表3）気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある

	合計	ある	ない	不明
回答数（世帯）	3,823*	274	2,419	1,130
割合（%）	100.0	7.2	63.3	29.5

*「無回答 71 世帯」を除き筆者が再集計

（表4）震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある

	合計	ある	ない	不明
回答数（世帯）	3,821*	132	2,427	1,262
割合（%）	100.0	3.5	63.5	33.0

*「無回答 73 世帯」を除き筆者が再集計

この2つの設問の実態調査の回答結果と先行研究による乖離の状況から、人の内面をアセスメントで判断することは難しく、実際に福島県内の復興公営住宅入居者へ直接アンケートで回答いただいた場合、「ある」のほうが多くなるのではないかと推測できる。したがって、実態調査結果だけでは一見心理面のサポートはあまり必要なく見えるが、実際は心理面のサポートを必要としている人は多く、今後は心理面へのサポートを重視した支援を行う必要性があると示唆される。

さらに、「福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる」に対し、「できる」は46.6%、「できない」は31.4%、「不明」は20.2%であった。（表5）

この設問は調査時点でのアセスメントであり、単身化と高齢化が進んでいる状況を考慮すると、多くの世帯が

（表5）福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる

	合計	ある	ない	不明
回答数（世帯）	3,823*	1,813	1,224	786
割合（%）	100.0	47.4	32.0	20.6

*「無回答 71 世帯」を除き筆者が再集計

「福祉・医療サービス」の利用が必要になってくることが推測できる。

最後に、「訪問していない場合その理由（複数回答）」に対し、回答数547世帯のうち「訪問を拒否している」が21.4%であった。（表6）

（表6）訪問していない場合その理由（複数回答）

	回答数	生活が安定し訪問を希望していない	就労している	訪問を拒否している	他機関が対応
回答数（世帯）	547	173	181	117	90
割合（%）	100.0	31.6	33.1	21.4	16.5

6.2 考察2：コミュニティづくり（地域支援）に関する課題

コミュニティづくりの前提として2つの設問の回答を考察する。「現在居住している復興公営住宅から転居を予定している」に対し、「している」が3.9%、「していない」が46.2%、「不明」が49.9%であった。（表7）「現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである」に対し、「ある」が45.7%、「ない」4.6%、「不明」が49.7%であった。（表8）

（表7）現在居住している復興公営住宅から転居を予定している

	合計	ある	ない	不明
回答数（世帯）	3,823*	149	1,766	1,908
割合（%）	100.0	3.9	46.2	49.9

*「無回答 71 世帯」を除き筆者が再集計

（表8）現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである

	合計	ある	ない	不明
回答数（世帯）	3,823*	1,748	175	1,900
割合（%）	100.0	45.7	4.6	49.7

*「無回答 71 世帯」を除き筆者が再集計

この2つの回答結果から、「不明」の割合が多いことも加味し、単身化と高齢化という状況を踏まえると、少なくとも5割以上の世帯は「転居予定もなく現在の復興公営住宅に住み続ける見込み」であることを前提にしたコミュニティづくりを進める必要があると言える。

また、「困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる」に対し、「いる」が73.0%、「いない」が1.2%、「不明」が25.8%であった。(表9) この設問の佐々木他(2025)によるとアセスメントでは「いない」が3.5%、住民アンケートでは「いない」が31.9%と回答が大きく乖離している。さらに「復興公営住宅内入居者(自治会)との関係がある」に対し、「ある」が65.7%、「ない」が3.3%、「不明」が31.0%であった。(表10)

(表9) 困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる

	合計	ある	ない	不明
回答数(世帯)	3,821*	2,790	45	986
割合(%)	100.0	73.0	1.2	25.8

*「無回答73世帯」を除き筆者が再集計

(表10) 復興公営住宅内入居者(自治会)との関係がある

	合計	ある	ない	不明
回答数(世帯)	3,823*	2,510	126	1,187
割合(%)	100.0	65.7	3.3	31.0

*「無回答71世帯」を除き筆者が再集計

この2つの設問の「不明」の回答が3割前後であることと先行研究による回答の乖離、単身化・高齢化等を勘案すると、復興公営住宅内の近隣住民との関係は希薄になっていくと推察できる。さらに、「復興公営住宅立地地域の住民や社会資源(社会サービス利用)との関わりがある」に対し、「ある」が55.0%、「ない」が8.0%、「不明」が37.0%であった。(表11)「不明」が約4割となっているが、実際に住民と日頃から接している生活支援相談員が関わりの有無を不明と回答しているということは、「ない」に等しいと考えられる。

高木(2024)は、「団地周辺住民との人間関係はほとんどできていない」とした上で「原発事故避難者は全体

(表11) 復興公営住宅立地地域の住民や社会資源との関わりがある

	合計	ある	ない	不明
回答数(世帯)	3,820*	2,102	304	1,414
割合(%)	100.0	55.0	8.0	37.0

*「無回答74世帯」を除き筆者が再集計

として避難元だけでなく避難先地域社会にも関わりたいと思っていることが明らかになった」としている。復興公営住宅入居者の約5割以上が現在の復興公営住宅に住み続ける見込みであること、復興公営住宅内の近隣住民との関係は希薄になっていくと推察できることなどから、今後は復興公営住宅立地地域の住民や社会資源との関わりが重要になってくると考えられる。特に、単身化・高齢化がより一層進むことを考えた場合、復興公営住宅内近隣住民や立地地域住民との関係が「不明」とした3割前後の世帯に関しては、孤独・孤立が懸念されるため、状態を把握する必要がある。

6.3 考察のまとめ

生活課題解決(個別支援)とコミュニティづくり(地域支援)の両面から考察した結果をまとめる。

生活課題解決(個別支援)に関しては、心理面のサポートを必要としている人は多く、福祉・医療等サービスの利用を必要とする人は今後増加することが予想される。さらに、高齢化・単身化が進行することや復興公営住宅内の人間関係が希薄になり助け合いのコミュニティが無くなる中で、今後は買い物やゴミ出しが出来なくなるなどの生活課題が増加することが容易に予測できる。したがって、今後の復興公営住宅入居者の日常的な生活課題を解決するためには、避難元社協の対応は困難になり、復興公営住宅周辺地域の社会資源に精通しており復興公営住宅立地地域住民との信頼関係を築いている避難先社協による対応を強化する必要があると考える。

また、コミュニティづくり(地域支援)に関しては、まず復興公営住宅入居者は「転居予定もなく現在の復興公営住宅に住み続ける」ことを前提にした支援策が不可欠である。さらに、高齢化・単身化等が要因となり復興

公営住宅内の近隣住民間の関係は希薄になっていくと予測できるため、復興公営住宅入居者同士の助け合いのコミュニティは無くなっていくと考えられる。そこで、復興公営住宅立地地域の住民や社会資源と復興公営住宅入居者との関わりが重要になってくる。復興公営住宅入居者の安否確認やひきこもり、孤立防止のための通いの場づくりなど、復興公営住宅も含めた地域全体の助け合いのコミュニティづくり（地域支援）を担うのは避難先市町村社協であり、そこには住民主体による地域づくりという考え方を持つことがポイントになる。さらに、現在の復興公営住宅に住み続ける意思を持っている入居者にとっては、「避難者として扱われたくない」「避難元の生活支援相談員に訪問されることに対する拒否感」という気持ちの表れとも推察できる。

実態調査の結果で個別支援と地域支援に共通する課題として挙げられるのが、「不明（判断できず）」という回答が少なくとも全体の2割あること、「訪問していない場合のその理由」として「訪問を拒否している」が2割あることであるが、これらについてはさらなる研究が必要である。

これらのことから、今後もこれまでどおり避難元生活支援相談員が復興公営住宅入居者へ関わり続けることが、入居者の生活課題解決や地域住民とのコミュニティづくりに効果的なか検討する必要があると考えている。むしろ、避難先の市町村社協が主体となり復興公営住宅入居者を地域住民として扱い、必要な生活課題解決（個別支援）と地域住民との助け合いのコミュニティづくり（地域支援）を行うほうが効果的ではないだろうか。

最後に、実態調査及び2つの先行研究では、現在の生活課題に関しては調査しているが、身寄りのない単身世帯や家族の支援が受けられなくなった場合の具体的な不安内容等については調査を行っていない。原発事故により世帯が分離し、単身化と高齢化が進む復興公営住宅入居者の今後の生活を考えると、ひとり暮らしの増加や親族のつながりの薄れなどを背景に身寄りのない高齢者は増加すると見込まれる。入院時の身元保証や死亡後の手続きなどの今後の生活不安に関して調査を行い、その不

安内容を把握した上で、今から対策を講じておく必要がある。

8 避難者支援の今後のあり方に関する提言

考察した結果をもとに、福島県内の復興公営住宅で生活する避難者への今後の支援のあり方に関する提言を述べる。

8.1 〔提言1〕避難先市町村社協と避難元市町村社協の役割の明確化

現状の避難者支援の方策は15年前の仮設住宅入居時と同じであり、避難元市町村社協と避難先市町村社協の生活支援相談員が連携・協働する支援方法である。しかし、現在は元々生活していた避難元自治体へ帰還する住民が増加しており、避難元市町村社協は帰還した住民の生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）に比重を置かなければならない。また、復興公営住宅入居者は高齢化しており、避難先の医療・福祉サービスを利用しながら生活する必要性が高くなること、今後も避難先の同じ復興公営住宅で生活を望んでいること等を勘案すると、避難先の地域住民や社会資源との関係性ができている避難先市町村社協が避難先での復興公営住宅入居者の生活を継続的にサポートする必要があると考えられる。

阪神・淡路大震災では、当初は生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置し、その後生活復興相談員（復興公営住宅に配置）の配置に変え、高齢化率5割となったところで高齢世帯生活援助員（復興公営住宅の高齢者見守り体制強化）の配置を行うなど復興のステージやニーズに応じて変化をさせていた。中越地震では、2007（平成19）年9月から生活支援相談員を配置し、2015（平成27）年3月（約10年）をもって生活支援相談員の配置を終了し、通常の地域福祉事業へと移行している。

既に県内の避難元市町村社協が避難先市町村社協と協定を締結し、避難者支援は避難先市町村社協が担い、避難者が要望した時だけ避難元市町村社協が訪問するとい

う支援方法に切り替えた例がある。

これらのことから、いつまでも同じ支援策を継続するのではなく、避難先市町村社協と避難元市町村社協の役割を明確にする必要があると考える。したがって、復興公営住宅入居者の生活課題解決（個別支援）と復興公営住宅立地地域住民との助け合いのコミュニティづくり（地域支援）は避難先市町村社協が全面的に担うことにして、避難元市町村社協は帰還者を含む地域住民の生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）に重点化し、帰還する人や帰還を迷っている人の受け皿づくりを充実させるという支援のあり方を提言する。加えて、避難元市町村社協も避難先市町村社協も避難者としての支援から地域住民としての支援に移行するため、現在の生活支援相談員等配置事業は段階的に廃止し、生活支援体制整備事業等既存の地域福祉関連事業で対応できるよう体制整備等を行うことも提言したい。なお、これらの体制整備を行うにあたっては、避難先市町村行政の施策として行い、行政・社協・地域包括支援センター等の関係機関が連携・協働して行うことも併せて提言したい。

8.2 〔提言2〕復興公営住宅入居者の個別支援の充実と地域住民とのコミュニティづくりを重視した地域支援の強化

最初に個別支援の充実について述べる。

復興公営住宅入居者の生活課題解決（個別支援）に関しては提言1で述べたとおり、避難先市町村行政の施策として行政・社協・地域包括支援センター等の関係機関が連携・協働して行うことを提言したが、これは現在の生活課題解決と課題の予防に対応するものであり、今後の課題への対応に関するることは含まれていない。考察のまとめでも述べたとおり、復興公営住宅入居者の高齢化と単身化が進む中で考えなければならないのが、家族による支援を受けることが困難な高齢者の入院・施設等入所時や日常生活支援、死後の対応時といった身元保証の問題が今後多くなるということである。国は、身元保証等高齢者サポート事業を行っている事業所向けにガイド

ラインを示し、サービスの適正化を図ろうとしている。さらに国は、入院時の身元保証や死亡後の手続きを担う民間サービスは料金が高額なため、利用できない低所得者ら向けに新たな支援制度を設ける方向で検討を進めており、来年の通常国会で関連法改正を目指している。このような国の動きを踏まえ、今後復興公営住宅入居者の個別支援を行うにあたっては、避難先市町村行政が中心となり身元保証が必要になる世帯を把握し、身元保証を復興公営住宅入居者の重要な個別支援施策として充実させることを提言したい。

次に地域支援の強化について述べる。

復興公営住宅で生活する避難者の少なくとも5割は今後も同じ復興公営住宅で生活を望んでおり、入居者の高齢化・単身化の進行を考慮すると、その割合はさらに増加することが見込まれる。さらに、このまま高齢化・単身化が進むと復興公営住宅内の近隣住民間の関係は希薄になっていき、住民相互の助け合い（日常的な安否確認やコミュニケーション等）が出来なくなり、茶話会への不参加やひきこもり等が増えるなどの悪循環が生じてくることは容易に予想できる。したがって、復興公営住宅入居者と地域住民との助け合いのコミュニティづくりを重視した地域支援の強化を提言したい。そのためには、地域住民の復興公営住宅入居者に対する認識を「避難元に戻る避難者」ではなく、「復興公営住宅での継続した生活を望んでいる自分たちと同じ地域住民」というものに変えていく必要がある。認識を変えるためには、避難先市町村社協が、復興公営住宅入居者と地域住民の対話の機会を増やすなどの取り組みが必要である。さらに、生活支援相談員・避難者地域支援コーディネーターの配置を廃止することにより、復興公営住宅入居者の意識が避難者ではなく「私たちは地域住民である」と変わることにつながると考える。また、避難先市町村社協が地域住民と連携・協働し、通いの場を開設するなどして復興公営住宅入居者が孤立しないよう住民相互の助け合いの仕組みをつくることが求められるが、このようなくみは地域住民にとっても孤立せず安心した生活を送ることができることにもつながるということを強調しておきた

い。なお、生活支援相談員を配置してから15年経過した現在、このような地域づくりは生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業等の既存事業で行われていることである。避難先市町村社協は、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、地区協議会、民生児童委員協議会等と連携して「住民主体のコミュニティづくり」を展開していくことが不可欠であると考える。

9 おわりに

災害が起きると被災者（避難者）本人へ直接問い合わせるのを躊躇しがちになるが、本人の悩みや意向をアンケート調査やインタビュー調査等で明らかにした上で、支援策を被災者（避難者）と共に考え創り上げていくことの大切さと必要性を改めて認識した。今後も継続して福島県内の復興公営住宅入居者や避難元に帰還した住民への支援に関する研究を継続していくことにしている。その際は本研究を通じて認識した本人の悩みや意向及び老後の不安等をアンケート調査やインタビュー調査等で明らかにしていきたいと考えている。

また、わが国では、台風・豪雨・地震・津波等の災害が毎年のように起きている。特に大災害が起きると近年は生活支援相談員等を配置し、孤立防止のための見守り支援、日常生活上の相談支援や住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進などを行っているが、生活支援相談員等の配置期間は特に決まっておらず、災害の規模や復興期間等により各自治体が判断することになっている。したがって、阪神・淡路大震災や新潟中越沖地震における生活支援相談員等の配置でも見られたとおり、復興期になりある程度先が見えてきた時点で生活支援相談員の配置の期間などを決め、どのような施策に移行するのかも含め見通しと計画性をもって被災者（避難者）を支援することが大事であると再認識した。

参考文献

伊藤亜都子（2018）「阪神・淡路大震災の復興過程における災害復興公営住宅のコミュニティ形成と課題」『社会学年報』(47),37-47

高木竜輔（2018）「福島県内の原発避難者向け復興公営住宅におけるコミュニティ形成とその課題」『社会学年報』(17),11-23

高木竜輔（2024）「原発事故避難者における地域社会との関わりとその課題—福島県内の復興公営住宅入居者への調査から—」『宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要 - 地域デザイン科学 -』(14)23-42

福島県社会福祉協議会（2024）「令和5年度福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業報告書」福島県社会福祉協議会

佐々木美樹、田中尚、菅野道生、船戸義和（2025）「東日本大震災の現状と今後の生活支援相談員活動の観点—岩手県における生活支援相談員活動データ及び住民アンケートの分析から—」日本地域福祉学会第39回大会自由研究発表（R7.6.29）

註

1) 社会福祉協議会が生活支援相談員を配置して避難者支援を実施した根拠は、社会福祉法において市町村区域や都道府県区域において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定（下線部）されていることによるものである。

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第1項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

関 靖男：東日本大震災・原発事故後による福島県内避難者支援の今後のあり方に関する提言
～生活課題解決（個別支援）とコミュニティづくり（地域支援）の考察を踏まえて～

【学術論文】

5歳児健診の補助ツール開発の試み：機械学習を用いた学校不適応予測モデルの作成

小野舟瑛¹
野村昂樹²
佐藤千嘉子³

要約：

本研究では、機械学習を用いて5歳児健診時のデータをもとに小学校進学後の学校不適応を予測するモデルを作成すること目的とした。2018～2022年に5歳児健診を受診した485名を対象とした。保護者評定と担任教師評定のSDQ下位尺度得点、臨床域該当数を説明変数、学校不適応に該当したか否かを目的変数として、Lassoロジスティック回帰による機械学習をおこなった。分析の結果、AUCは0.85、感度0.83、特異度0.72、適合率0.32であった。感度・特異度ともに高く、AUCの指標においても優れており、5歳児健診時のデータをもとに、小学校1年次の不適応を識別できるモデルと言える。女児よりも男児の方が、さらに行方や多動／不注意の問題がみられると、不適応に至りやすいと言える。本研究では予測因子が心理面の評価に限定されており、今後は過去の乳幼児健診を突合し、予測精度を向上させることが課題と言える。

キーワード：乳幼児健診、5歳児健診、機械学習、人工知能（AI）、学校不適応予測モデル

Abstract:

In this study, we used machine learning to create a model to predict school maladjustment after entering elementary school, based on data from the health checkups of 5-year-old children. The sample comprised 485 children who underwent health checkups at age 5 between 2018 and 2022. Machine learning through Lasso logistic regression was performed, with the parent and the homeroom teacher rating subscale scores on the SDQ and the clinically relevant range included as explanatory variables. The classification of the children as school maladjusted was included as the response variable. The results showed that the AUC was 0.85; recall, 0.83; specificity, 0.72; and precision, 0.32. Because both sensitivity and specificity were high and the AUC index was excellent, it can be argued that this model can recognize school maladjustment in first graders. Boys are more likely than girls to become maladjusted if they have additional conduct and hyperactivity/inattention problems. In this study, the predictive factors were limited to psychological assessment, and prediction accuracy must be improved by comparing past infant health examinations.

Keyword:

Infant health checkup, health checkup for 5-year-old children, machine learning, artificial intelligence (AI), model for predicting school maladjustment

執筆分担

目的 ○野村、小野、佐藤

II方法 ○小野、野村、佐藤

III結果 ○佐藤、小野、野村

IV考察 ○小野、野村、佐藤

※○：主担当

2025年 9月 20受付 10月 20日受理

¹ 福島学院大学 短期大学部 保育学科

² 総合心療センターひなが

³ 国立成育医療研究センター エコチル調査研究部

I 目的

1. 5歳児健康診査（以下、5歳児健診）

乳幼児健康診査（以下、健診）は母子保健法に基づき全国で実施され、1歳6か月健診は1977年、3歳児健診は1961年に開始された。当初は発育や栄養状態、股関節脱臼など身体的疾患の早期発見が主目的であったが、近年では親子関係の支援、保護者のメンタルヘルス、発達障害の早期発見、さらには虐待予防といった領域まで拡大している（国立成育医療研究センター、2018）。そのなかでも「発達障害の早期発見」は重要な課題の一つである。しかし、小枝（2006）は鳥取県内24町村での調査から、軽度発達障害が疑われた9.3%の児のうち半数以上が3歳児健診で問題を指摘されていなかったことを報告している。言語的コミュニケーションや集団活動が拡大する3～4歳頃に発達特性がより明確になるため、5歳児段階での健診の有効性が指摘されている（小枝・関・前垣、2007）。また、大分県竹田市での取り組みでは、5歳児健診を通じて支援を要する子どもを抽出し、小学校入学後も継続的な支援につなげた結果、不登校率が有意に減少したことが報告されており（Korematsu, Takano, & Izumi, 2016），5歳児健診の有用性が示されている。これらのことから、1歳6か月や3歳の段階では症状が顕在化していない場合が多く、5歳児健診は「発達障害の早期発見」の重要な機会であると言える。国の施策においても、2025年度から5歳児健診の普及を目的に自治体への補助金が引き上げられており、その必要性は今後も高まっていくと考えられる。

2. A町における5歳児健診

こうした5歳児健診の必要性から、A町では2018年度より5歳児健診を開始した。町の人口は12,600人程度（令和7年4月1日時点），年間出生数は5歳児健診を開始した2018年度は120人程度であったが、2023年度には60名程度となっている。対象は町内の全幼稚園に在籍する年中児であり、健診は保健福祉センター主導し、以下の形で実施されている。A町における5歳児健診の手続きは下記に示した。

（1）事前アンケート（9月）

保護者・担任を対象に、子どもの健康や行動の気になる点、園での対応方針、子どもの強さと困難さアンケート（Strength and Difficulties Questionnaire: 以下、SDQ; Goodman, 1997），保育・指導要録のための発達評価シート（Transitional Assessment Sheet for Preschoolers: 辻井・伊藤・浜田, 2017）を実施する。これらに加えて、3歳児健診結果、医療・療育機関の利用歴、家庭背景等の情報を考慮し、保健師が観察対象児を抽出する。

（2）5歳児健診の実施（9～12月）

保健師、公認心理師、特別支援学校教諭、スクールソーシャルワーカーら多職種チームが幼稚園を訪問し、課題遊び・自由遊び場面での集団活動の様子について行動観察をおこなう。評価の観点は、①社会性（友だち関係、ルール理解）、②身体発達（粗大運動、運動協調性など）、③理解（言語・視覚情報の理解）、④言葉（発語や発音）である。観察後、園の担任・管理職とカンファレンスをおこない、観察対象児への対応や支援方針を検討し、支援を要する子ども（フォローアップ児）を決定する。

（3）フォローアップ訪問（12月～翌年2月）

フォローアップ児については、保健師面談、医療・療育機関紹介、通常保育場面での再観察をおこない、支援内容や役割分担を再検討する。

A町の5歳児健診の結果について、小野・野村（2023a）は、フォローアップ児は情緒や行動上の課題を抱える傾向があり、発達上の問題を有する可能性が高いことを示した。そのため、専門機関での精査や個別の支援計画を通じた継続的支援の必要性を指摘している。また、5歳児健診のコンサルテーションにより問題行動が軽減すること（小野・野村、2025），小学校1年次に学校適応に困難さを呈した子どもは5歳児健診でフォローアップ児であることが多かったこと（小野・野村、2023b）が明らかとなっている。他にも、野村・小野（2022）は、5歳児健診の課題として、健診の課題達成の判断基準が曖昧であることや業務が属人的になりがちであることなど、健診の運用面での課題を指摘している。これらのこ

とから、A町の5歳児健診は、診断の有無にかかわらず、情緒や行動上の問題を抱えるフォローアップ児を早期に発見し、その問題行動を軽減する役割を果たしている。しかし、学校適応の困難さへの対応や健診システムの改善などの課題も残されている。

3. 学校不適応の予測

本邦ではこれまで乳幼児期の評価と就学後の問題行動 (Hosokawa & Katsura, 2018b) や学校適応 (田中・伊藤・野田・高柳・原田・望月・大獄・辻井, 2014; 鳥居・藤本, 2017) との関連について検討されている。Hosokawa et al. (2018b) は、5～6歳児3218名に調査をおこない、5歳児時点での家庭の所得や両親の学歴が高いほど、子どもの協調生や自己統制といった社会的スキルが高くなることを明らかにした。田中ら (2014) は保育士が評定した保育記録による発達尺度改訂版 (NDSC-R) を用いた就学後の問題行動の予測について検討した。その結果、NDSC-R の下位尺度が就学後の問題行動を一定の精度で予測することを報告している。また、鳥居ら (2017) は5歳児の担任による支援ニーズの評価とその後の追跡調査をおこなった。その結果、5歳児時点で担任が支援ニーズを高く評価した子どもは、小学校進学後に学校適応に困難を示す割合が高いことを報告した。

また、機械学習を用いて学校不適応を予測する試みもおこなわれている (竹橋・藤田・杉本・藤本・近藤, 2016; Krüger, de Souza Britto Jr, & Barddal, 2023)。竹橋ら (2016) は GPA と欠席率から退学者予測モデルの有効性について検討した。その結果、累積 GPA が退学者予測に対して影響が大きく、欠席率が高いほど学期 GPA が悪化し、退学リスクが間接的に高まることが明らかにした。また、Krüger et al. (2023) は教育や経済、公共データを用いて学生の中退を予測するモデルを構築し、高い認識率が確認され、教育機関が退学予防策を講じる際の手がかりとなることを明らかにした。

4. 目的

機械学習の手法を用いて学校不適応を予測する取り組

みがなされているが、小学生の状態を予測対象とした取り組みはおこなわれていない。小学校なかでも特に小学1年生は就学前後における生活状況の大きな変化により「小1 プロブレム (東京都教育委員会, 2018)」が生じる可能性がある。そのため、小学校1年次の学校不適応のリスクを就学前に見出して、予防的な関わりをおこなったり、適切な支援につなげたりすることは、子どもの不利益を予防する観点から有益であると考えられる。また、機械学習による学校不適応の予測をおこなう際、学校不適応 (教育領域) と乳幼児健診 (母子保健領域) という異なる領域 (教育・母子保健) のデータを活用した研究も前例がない。この領域横断的で包括なデータをもとに、将来の子どもの学校不適応を予測し、支援につなげることができれば、就学前後の子ども達を支える新たな手立てになると考えられる。

そこで本研究では、(1) 小学校1年次に学校不適応となった児の特徴について検討する、(2) 5歳児健診時のデータをもとに、機械学習を用いて小学校進学後の学校不適応を予測するモデルを作成することを目的とした。

II 方法

1. 対象者

2018～2022年にA町の5歳児健診を受診した515名のうち、町内の小学校に進学し、調査項目の欠損のない485名 (男子235名、女子250名、5歳児健診時平均月齢=58.97, SD=3.68) を対象とした。

2. 調査項目

(1) 個人属性

5歳児健診受診時の問診票から、対象者の月齢と性別を抽出した。

(2) 子どもの問題行動

子どもの情緒や行動面の問題の評価にSDQ (Goodman, 1997) を用いた。SDQ は、情緒の問題 (Emotional Symptoms: ES), 行為の問題 (Conduct Problems: CP), 多動／不注意 (Hyperactivity / Inattention: HI), 仲間関

係の問題 (Peer Problems: PP) の 4 つの困難さに関する下位尺度と、向社会的行動 (Prosocial Behavior: PB) の強さに関する下位尺度から構成されている。各下位尺度 5 項目、合計 25 項目からなり、保護者または教師が各項目に 3 件法 (「あてはまらない (0)」～「あてはまる (2)」) で回答する。回答結果から、各下位尺度の得点と困難さに関する 4 つの下位検査の合計得点である「総合的困難さ (Total Difficulties Score: TDS)」が算出される。PB は得点が高いほど適応がよく、それ以外の 4 つの下位尺度は得点が高いほど適応が悪いことを意味する。各得点から 3 つの SDQ 区分 (正常域、境界域、臨床域) に判別される。本研究では、飯田・森脇・小松・神尾 (2013) のカットオフポイントに従い、SDQ 区分の判定をおこなった。本研究では、5歳児健診受診前に保護者と担任教諭に SDQ に回答してもらい、各得点と区分を算出した。さらに、5つの下位尺度で臨床域に該当した個数を臨床域該当数として求めた。

(3) 学校適応

学校不適応の判断基準は、小学校 1 年次に就学指導委員会に名前があがったか否かを用いた。就学指導委員会は市町村の教育委員会に設置され、学校生活に困難さを抱えているまたは障害のある児童生徒に必要な教育的支援について助言をおこなう組織である (文部科学省、2025)。このことから、この委員会に名前があがった児童は、学校教諭の視点からみて何らかの困り感や悩み、トラブルを抱えている等、学校不適応な状態にあると判断されたと考えることができる。

3. 結果の処理

(1) 学校不適応児の特徴

小学校 1 年次に就学指導委員会に名前があがった 67 名 (男児 50 名、女児 17 名、5歳児健診時平均月齢 = 58.78, SD=3.79) を学校不適応群、名前があがらなかつた 420 名 (男児 185 名、女児 235 名、5歳児健診時平均月齢 = 58.99, SD=3.65) を学校適応群とした。2 群間における性別について χ^2 検定で、5歳児健診時月齢および SDQ 得点、臨床域該当数については t 検定で比較を

おこなった。さらに、 χ^2 検定では効果量 (Cramer's V) を、t 検定では効果量 (Cohen's d) を算出した。

(2) 予測モデルの作成

説明変数として、5歳児健診時の月齢と性別に加え、SDQ の教師評定・保護者評定の 5 つの下位尺度得点 (ES, CP, HI, PP, PB) と臨床域該当数を投入した。小学校 1 年次の学校不適応の有無 (0= 不適応なし、1= 不適応あり) を目的変数とした。候補変数の数に比して学校不適応群の事象数が限られるため、事象数／変数比 (events per variable: EPV) の観点から過学習のリスクが推定される。そこで、変数選択と正則化を同時におこなえる L1 正則化付きロジスティック回帰 (Lasso 回帰) を適用した。モデル推定には scikit-learn (ver.1.x) を用い、層化 5 分交差検証により正則化パラメータを決定した。

モデルの予測性能は、AUC (ROC 曲線下面積)、F1 スコア、感度 (recall)、特異度 (specificity)、適合率 (precision) を算出しておこなった。さらに、ブートストラップ法 (反復回数 1000 回) により 95% 信頼区間を算出した。

4. 倫理的配慮

本研究は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (文部科学省・厚生労働省・経済産業省、2023)」に則った倫理的配慮をおこない、同内容について A 町保健福祉センターの承認を得て実施した。対象者の保護者には、5歳児健診受診の際に問診票内に本研究について説明文と参加同意の項目を設け、本研究参加についての同意を得た。

III 結果

2018～2022 年度に 5歳児健診に参加した児の年度ごとの記述統計を表 1 に示した。対象者数は 2018 年が 113 名だったのに対し、2022 年は 74 名となっており減少傾向にあった。SDQ 得点については、教師評定の TDS は 4.27～7.65、保護者評定では 8.22～9.78 で年度ごとに差異がみられた。小学校 1 年次に就学指導委員

表1 2018～2022年度における年度ごとの記述統計

1. 性別 (N, %)	2018年度 (n=113)			2019年度 (n=118)			2020年度 (n=90)			2021年度 (n=90)			2022年度 (n=74)			全体 (n=485)	
	男児	56	49.56	62	52.54	46	51.11	38	42.22	33	44.59	235	250	51.55	48.45		
2. 5歳児健診時月齢 (M, SD)																	
3. SDQ 教師評定 (M, SD)	得点	TDS	7.65	5.81	6.41	5.53	5.96	4.67	6.44	6.02	4.27	4.24	6.29	6.29	5.47		
ES	0.90	1.41	0.81	1.26	0.57	0.85	0.74	1.10	0.69	1.49	0.75	0.75	1.25				
CP	1.72	1.97	0.97	1.33	1.00	1.45	1.71	2.17	0.68	1.23	1.24	1.24	1.73				
HI	3.83	3.01	2.84	2.51	3.42	3.05	3.13	2.75	2.22	2.21	3.14	3.14	2.79				
PP	1.20	1.61	1.80	1.99	0.97	1.37	1.26	1.75	0.69	1.39	1.24	1.24	1.71				
PB	5.19	2.60	5.93	1.85	5.21	2.13	5.21	2.96	6.11	2.75	5.52	5.52	2.49				
臨床域該当数	0.92	1.41	0.70	1.33	0.13	0.34	0.90	1.32	0.32	0.76	0.74	0.74	1.02				
4. SDQ 保護者評定 (M, SD)																	
ES	1.73	1.65	2.03	1.88	1.34	1.34	1.49	1.69	1.68	1.73	1.68	1.68	1.7				
CP	2.35	1.73	2.13	1.51	2.12	1.58	2.33	1.90	2.05	1.51	2.2	2.2	1.66				
HI	3.78	2.01	3.36	1.97	3.23	2.11	3.27	2.17	3.26	2.14	3.4	3.4	2.08				
PP	1.92	1.48	1.70	1.40	1.78	1.30	1.94	1.94	1.59	1.18	1.8	1.8	1.49				
PB	6.47	1.94	6.47	1.95	6.44	1.72	6.29	2.32	7.15	1.85	6.53	6.53	1.99				
臨床域該当数	0.85	0.99	0.72	1.00	0.66	1.03	0.76	1.13	0.66	1.04	0.72	0.72	1.24				
5. 就学指導委員会 (N, %)																	
該当者数	24	21.24	12	10.17	12	13.33	15	16.67	3	4.05	66	66	13.61				

※ TDS : 総合的な困難さ, ES : 情緒の問題, CP : 行為の問題, HI : 多動／不注意, PP : 仲間関係の問題, PB : 向社会行動の強さ

表2 学校適応群と学校不適応群の比較

	性別	全体 (n=485)		学校適応群 (n=419)		学校不適応群 (n=66)		χ^2	p value	Cramer's V
		N	%	N	%	N	%			
1. 性別	男児	235	48.45	185	44.15	50	75.76	21.56	<0.001 **	0.21
	女児	250	51.55	234	55.85	16	24.24			
		M	SD	M	SD	M	SD	t value	p value	Cohen's d
2. 5歳児健診時月齢		58.97	3.68	58.99	3.65	58.78	3.79	0.44	0.66	0.06
3. SDQ 教師評定	得点 TDS	6.29	5.47	5.38	4.75	12.14	6.16	-8.53	<0.001 **	1.14
	ES	0.75	1.25	0.74	1.24	0.86	1.31	-0.73	0.47	0.10
	CP	1.24	1.73	0.94	1.45	3.14	2.16	-7.99	<0.001 **	1.40
	HI	3.14	2.79	2.70	2.49	5.94	3.00	-8.34	<0.001 **	1.26
	PP	1.24	1.71	1.08	1.62	2.20	1.97	-4.37	<0.001 **	0.67
	PB	5.52	2.49	5.80	2.32	3.76	2.80	5.63	<0.001 **	0.85
	臨床域該当数	0.74	1.02	0.56	1.10	1.76	1.55	-6.04	<0.001 **	1.02
4. SDQ 保護者評定	得点 TDS	8.93	4.74	8.43	4.52	12.08	4.91	-5.66	<0.001 **	0.80
	ES	1.68	1.7	1.65	1.66	1.83	1.94	-0.71	0.48	0.11
	CP	2.2	1.66	2.05	1.61	3.21	1.64	-5.38	<0.001 **	0.72
	HI	3.4	2.08	3.17	2.00	4.86	2.02	-6.34	<0.001 **	0.85
	PP	1.8	1.49	1.74	1.45	2.17	1.74	-1.90	0.06 †	0.29
	PB	6.53	1.99	6.67	1.96	5.67	1.98	3.84	<0.001 **	0.51
	臨床域該当数	0.72	1.24	0.66	0.97	1.24	1.16	-3.83	<0.001 **	0.58

** p<0.01. † p<0.10

※ TDS：総合的な困難さ、ES：情緒の問題、CP：行為の問題、HI：多動／不注意、PP：仲間関係の問題、PB：向社会行動の強さ

会に名前があがったのは延べ 67 名 (15.33%) で、年度別にみると 4.05 ~ 21.24% と年毎に値の差が大きい傾向にあった。

1. 学校不適応児の特徴

学校適応群と学校不適応群の比較結果を表 2 に示した。

(1) 個人属性

性別に関して、 χ^2 検定の結果、有意差が認められ

た (p<0.01)。残差分析の結果、学校不適応群は男児が、学校適応群には女児が期待値よりも有意に多かった (p<0.01)。月齢では、両群間に有意差は認められなかつた (p=0.67)。効果量は性別で小程度認められたが、月齢では効果量なしであった。

(2) SDQ

教師評定において、TDS および CP, HI, PP, PB, 臨床域該当数で有意差が認められ (p<0.01), ES では有意差は認められなかった (p=0.47)。また、保護者評定において、TDS および CP, HI, PB, 臨床域該当数では有

意差が($p<0.01$), PP では有意傾向が($p<0.10$)認められ, ES では有意差は認められなかった ($p=0.40$)。教師評定の効果量は, TDS と CP, HI, PB, 臨床域該当数が大程度, PP で中程度認められ, ES は効果量なしであった。保護者評定の効果量では, TDS と HI が大程度, CP と PB, 臨床域該当数が中程度, PP は小程度認められ, ES は効果量が認められなかった。

2. 予測モデルの作成

Lasso ロジスティック回帰分析の結果, 性別と SDQ 教師評定の CP・HI, 臨床域該当数、SDQ 保護者評定の CP・HI・PB が説明変数として選択された。

予測性能の結果を表 3 に示した。AUC は 0.85(95%CI:

0.79 ~ 0.89) であった。F1 スコアは 0.46 (95%CI: 0.38 ~ 0.53), 感度 (recall) は 0.83 (95%CI: 0.74 ~ 0.92), 特異度 (specificity) は 0.72 (95%CI: 0.67 ~ 0.76), 適合率(precision)は0.32(95%CI: 0.25 ~ 0.38)であった。

各説明変数の推定値を表 4 に示した。「性別 (男性 =0, 女児 =1) (OR = 0.31, 95%CI: 0.13 ~ 0.72, $p=0.006$)」と教師評定の「CP (OR = 1.33, 95%CI: 1.09 ~ 1.63, $p=0.005$)」に有意差が認められた。また, 教師評定の「HI」は有意傾向を示した (OR = 1.16, 95%CI: 1.00 ~ 1.34, $p=0.054$)。そのほかの変数については, いずれも統計的に有意な関連は認められなかった。

表3 モデルの予測性能

95%CI				
AUC	0.85	0.79	~	0.90
F1 Score	0.46	0.38	~	0.53
感度 (recall)	0.83	0.74	~	0.92
特異度 (specificity)	0.72	0.67	~	0.76
適合率 (precision)	0.32	0.25	~	0.38

表4 Lassoロジスティック回帰分析の結果

		Coef.	OR	95%CI		<i>p</i> value
性別 (男児=0, 女児=1)		-1.19	0.31	0.13	~ 0.72	0.006 **
SDQ 教師評定	CP	0.29	1.33	1.09	~ 1.63	0.005 **
	HI	0.14	1.16	1.00	~ 1.34	0.054 †
	臨床域該当数	0.25	1.29	0.93	~ 1.78	0.125
SDQ 保護者評定	CP	0.12	1.13	0.91	~ 1.41	0.276
	HI	0.13	1.14	0.96	~ 1.36	0.138
	PB	-0.07	0.93	0.79	~ 1.10	0.414

** $p<0.01$, † $p<0.10$

※CP : 行為の問題, HI : 多動／不注意, PB : 向社会行動の強さ

IV 考察

本研究では、(1) 小学校1年次に学校不適応となった児の特徴について検討する、(2) 5歳児健診時のデータをもとに、機械学習を用いて小学校進学後の学校不適応を予測するモデルを作成することを目的とした。

1. 学校不適応児の特徴

分析の結果、学校不適応群は学校適応群と比べ、男児の割合が高く、男児の方が小学校1年次に学校不適応に至りやすいこと、5歳児健診時の月齢に大きな差がないことが明らかになった。本邦においても5～6歳児の男児に外在化問題行動がみられやすいことや(Hosokawa, & Katsuta, 2018a), 国外においても幼児期(4～5歳児)において男児の方が行動上の問題を呈しやすいことが指摘されており(Owens, 2016), 本研究結果もこれらを支持するものといえる。

また、学校不適応群は教師評定および保護者評定のSDQ得点と臨床域該当数で有意差が認められた。特に、効果量でみると教師評定のTDS・CP・HI・PB・臨床域該当数と保護者評定のTDS・HIにおいて顕著な差がみられた。このことから、小学校1年次に学校不適応を來した児童は、就学前の5歳児の時点で幼稚園と家庭の双方において総合的な問題行動が顕在しやすく、幼稚園では特に不適切な言動や不注意、落ち着きのなさ、友達との不仲や孤立といった問題を呈しやすいと言える。また、家庭においては不注意や落ち着きのなさがみられやすいと考えられる。先行研究では、年長時の不適応問題に関する尺度と小学校進学後の問題行動が関連すること(田中ら, 2014), や、5歳児時点で担任教師が要支援と評価した子どもが就学後に適応上の困難さを呈しやすいこと(鳥居ら, 2017)が指摘されている。本研究結果も、就学前の子どもの状態の評価と就学後の学校適応や問題行動の関連していること示しており、先行研究(田中ら, 2014; 鳥居ら, 2017)を支持するものであった。

2. 予測モデルの作成

Lassoロジスティック回帰分析の結果、性別および

SDQ教師評価のCP・HI・臨床域該当数、SDQ保護者評定のCP・HI・PBが選択された。さらに、女児であると学校不適応のリスクが低くなり、幼稚園の担任教諭が不適切な言動や不注意、落ち着きのなさに問題があると評価すると学校不適応のリスクが高くなることが示唆された。

モデルの予測性能は、AUCが0.85と良好であることから、この予測モデルは学校不適応の有無を適切に判別できることが確認された。また、感度(recall)が0.83と高くなっている、小学校1年次に学校不適応を来す児童の80%以上を見逃さずに抽出することができた。特異度(specificity)は0.72と中程度であり、学校適応に問題のない児童の70%以上を正しく「問題なし」と判別できるが、一部誤判定となる可能性があることが示された。適合率(precision)は、0.32と低くなっていたことから、このモデルで「学校不適応のリスクがある」と判別した児童のうち、実際に不適応になったのは3人に1人程度という結果であり、誤って判定をおこなってしまう可能性が一定数含まれることが明らかとなった。F1スコアは0.46で、上記の感度(recall)・特異度(specificity)・適合率(precision)のバランスが中程度の精度であることを示していた。

以上から、本モデルは「学校不適応のリスクが高い児童を見逃さないこと」を重視したスクリーニング目的の使用に適していると考えられる。このことから、具体的な実用例として、(1) 本研究と同様に5歳児健診前に保護者と担任教諭にSDQに回答を求める、(2) 1次的なスクリーニングとして本モデルを使用し、SDQの結果をもとに小学校進学後の学校不適応のリスクが高いと判別された子どもを抽出する、(3) 2段階目としてより専門的なアセスメント(専門職による個別面談や知能検査・発達検査の実施など)を実施する、といった手続きが考えられる。

また、スクリーニングツールとしての実用可能性はありつつも、予測モデルの精度向上は今後の課題となる。本研究では、学校不適応を予測する因子として子どもの個人属性(性別、月齢)と保護者評定および教師評定のSDQの結果を用いた。個人属性以外の説明変数は、子

どもの行動面の評価に限られており、この評価は Engel (1977) が提唱した「Bio-Psycho-Social モデル」の Psycho (心理的) に該当する。そのため, Psycho (心理的) 以外の「Bio (生物的)」「Social (社会的)」に関する要因は本研究の説明変数には含まれていない。しかし、家庭の経済状況や両親の学歴といった家庭環境 (Social) な要因が就学後の問題行動と関連すると指摘されている (Hosokawa et al., 2018b)。このことから、Psycho に関する要因だけでなく、1歳6か月・3歳児乳幼児健診の結果などをもとに、身長・体重などの発育状況や既往歴といった生物的要因、家庭環境や社会状況といった社会的要因を説明変数に加え、より多角的で多様なデータを活用することで学校不適応の予測モデルの精度向上を図ることが今後の課題と言える。

3. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、対象者のうち「学校不適応」となった児童の数が少ない一方で、機械学習の説明変数に用いる変数が多い状況にあった。この場合、少数のデータに対して説明変数を過剰に当てはめてしまう過学習が生じるリスクがあったため、Lasso 回帰を用いて変数選択をおこない、過学習の抑制を試みた。しかし、変数選択をおこなった後の推定結果にはセレクション・バイアスが生じている可能性が考えられる。そのため、本研究で作成した予測モデルを他の地域・集団で使用するには注意を要する。また本研究は、特定の地域を対象とした調査となっており、対象地域の特性が結果に影響を及ぼしている可能性は否定できない。そのため、本研究結果の一般化については慎重を要する。

加えて、本研究では機械学習に用いたデータ数が少数となっているため、データ収集を継続していくことや対象地域を拡大することでデータ数の確保していくことも課題と言える。さらには、外部データによる検証も求められる。

4. まとめ

本研究では、5歳児健診時の指標から小学校1年次の

学校不適応を予測するモデルを構築した。結果、学校不適応群は男児の割合の高さ、行為の問題や多動・衝動性の高さなど外在化の問題が特徴としてみられた。Lasso ロジスティック回帰によるモデルは良好な判別能力 (AUC = 0.85) を示し、高い感度により学校不適応を来すリスクが高い児を見逃しにくいという特徴をもつことが示された。これらの知見は、5歳児健診において保護者と担任教諭の SDQ の結果を活用することで学校不適応の早期発見に有効であることを示唆している。今後は、子どもに関するより多角的で多様なデータを用いることで予測モデルの精度向上を目指すことが求められる。

謝辞

本研究を実施するにあたり、A町の5歳児健診に参加いただいたお子さんとその保護者、また5歳児健診の際、当日の進行を努めていただいた幼稚園の先生方に感謝致します。さらに、調査にご協力いただいたA町の保健福祉センターの皆様、教育委員会および町内小学校の職員の皆様に深く感謝申し上げます。

付記

本研究は、令和5～7年度福島県学術教育振興財団助成事業「幼小連携の促進を目指した5歳児健康相談事業に関する研究（研究代表：小野舟瑛）」の助成を受け実施した。本研究において開示すべき利益相反 (COI) はない。

V 引用文献

- Engel, G. L. (1977). The need for a new medical model: a challenge for biomedicine. *Science*, 196(4286), 129-136.
- Goodman, R. (1997). The Strengths and Difficulties Questionnaire: A Research Note. *Journal of child psychology and psychiatry*, 38 (5), 581-586.
- Hosokawa, R., & Katsura, T. (2018a). Role of Parenting Style in Children's Behavioral Problems through the

- Transition from Preschool to Elementary School According to Gender in Japan. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 16.
- Hosokawa, R., & Katsura, T. (2018b). Socioeconomic status, emotional/behavioral difficulties, and social competence among preschool children in Japan. *Journal of Child and Family Studies*, 27(12), 4001-4014.
- 飯田悠佳子・森脇愛子・小松佐穂子・神尾陽子. (2014). わが国の就学前児童（4-5歳）における保護者及び担任評定にもとづく Strength and Difficulties Questionnaire の標準化. 平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 精神障害分野「就学前後の児童における発達障害の有病率とその発達的変化：地域ベースの横断的および縦断的研究（研究代表者：神尾陽子）」総括・分担研究報告書, 33-41.
- 小枝達也. (2006). 軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル. 平成 18 年度厚生労働省科学研究「軽度発達障害児の発見と対応システムおよびそのマニュアル開発に関する研究」, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/> (2025 年 9 月 13 日確認)
- 小枝達也・関あゆみ・前垣義弘. (2007). ちょっと気になる子どもたちへの理解と支援—5歳児健診の取り組み. *LD 研究*, 16, 265-272.
- 国立成育医療センター. (2018). 乳幼児健診事業実践ガイド. 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健診のための「保健指導マニュアル（仮称）」及び「身体診察マニュアル（仮称）」作成に関する調査研究」. https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/guide.pdf (2025 年 9 月 13 日確認)
- Korematsu, S., Takano, T., & Izumi, T. (2015). Pre-school development and behavior screening with a consecutive support program for 5-year-olds reduces the rate of school refusal. *Brain & Development*, 38, 373-376.
- Krüger, J. G. C., de Souza Britto Jr, A., & Barddal, J. P. (2023). An explainable machine learning approach for student dropout prediction. *Expert Systems with Applications*, 233, 120933.
- 文部科学省. (2025). 資料 2-1 就学指導に関するこれまでの提言（抜粋）. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1366378.htm (2025 年 9 月 7 日確認)
- 文部科学省・厚生労働省・経済産業省. (2023). 人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針. <chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf> (2025 年 11 月 5 日確認)
- 野村昂樹・小野舟瑛. (2022). A 町の 5 歳児健診における SDQ の活用. 第 127 回日本小児精神神経学会プログラム・抄録集, 52.
- 小野舟瑛・野村昂樹. (2023a). SDQ を用いた 5 歳児健康相談事業の取り組み. 福島学院大学研究紀要, 64, 28-35.
- 小野舟瑛・野村昂樹. (2023b). 小学校進学後の学校適応が困難だった子の特徴～5 歳児健診の結果から～. 第 130 回日本小児精神神経学会プログラム・抄録集, 85.
- 小野舟瑛・野村昂樹. (2025). 5 歳児健診におけるコンサルテーションの効果についての検討. 第 133 回日本小児精神神経学会プログラム・抄録集, 63.
- Owens, J. (2016). Early Childhood Behavior Problems and the Gender Gap in Educational Attainment in the United States. *Sociology of Education*, 89, 236 - 258.
- 島尻芳人・堂野崎融. (2024). 機械学習を用いた出席率からの中途退学者予測モデルの構築. 九州共立大学研究紀要, 14(2), 1-6.
- 竹橋洋毅・藤田敦・杉本雅彦・藤本昌樹・近藤俊明. (2016). 退学者予測における GPA と欠席率の貢献度. 大学評価と IR, 5, 28-35.
- 田中善大・伊藤大幸・野田航・高柳伸哉・原田新・望月直人・大獄さと子・辻井正次. (2014). 保育記録による

- る発達尺度改訂版 (NDSC-R) を用いた就学後の適応及び不適応の予測 . 保育学研究 , 52(1), 80-89.
- 鳥居深雪・藤本優子 . (2017). 5歳児スクリーニングは就学後の適応状態を予測できるか? 担任による要支援度評価の追跡調査 . LD研究 , 26(3), 357-368.
- 東京都教育委員会 . (2018). 東京都教育ビジョン (平成16年4月策定) 本文 . https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/about/action_and_budget/action/vision/vision2004_contents#chu08 (2025年9月8日確認)
- 辻井正次・伊藤大幸・浜田恵 . (2017). 保育・指導要録のための発達評価シート TASP (Transition Assessment Sheet for Preschoolers) . スペクトラム出版社: 東京 .

研究紀要編集委員会

委員長 梅宮れいか (図書館情報センター館長、大学院心理学研究科教授)

委員 田辺 稔 (福祉学部長、大学院心理学研究科教授)

委員 鈴木久米男 (福祉学部こども学科教授)

委員 佐藤昌彦 (短期大学部保育学科教授)

委員 寺田一薰 (マネジメント学部マネジメント学科教授)

事務担当 善方和美 (図書館情報センター業務課 主事)

研究紀要編集及び発行に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、業務組織規程第19条〔予算、管理、サービス、その他に關すること〕第27号に定める「研究紀要の編集、発行に關すること」に基づき、本大学「研究紀要」の編集及び発行について定める。
- 2 研究紀要の発行は、福島学院大学（短期大学部を含む）教職員の研究成果を社会に公表することを目的とする。

(掲載論文の種類)

- 第2条 本研究紀要には、次の種類の論文を掲載する。

- ①学術論文
- ②研究ノート
- ③短報
- ④実践報告
- ⑤制作報告
- ⑥編集委員会が依頼した研究論文

(投稿を受け付ける対象者)

- 第3条 本研究紀要に投稿できる者は次のとおりとする。
- ①本学教員（名誉教授を含む）
 - ②本学職員
 - ③本学客員・特任及び非常勤教員
 - ④図書館情報センター館長（研究紀要編集委員長）が本学関係者で特に必要と認めた者
 - ⑤地域社会で研究活動を行っている者で図書館情報センター館長が認めた者

(投稿の権利)

- 第4条 本規程第3条の者は以下の分野の投稿の権利を持つ。
- 1. 教員は、教員独自の研究テーマや、教員の担当授業、または将来的に担当する予定の授業科目にかかわる分野。
 - 2. 職員（副手を含む）は、担当業務にかかわる分野。
- 2 本研究紀要へ投稿する学術論文、研究ノート、短報は未公表であるものに限る。なお、制作報告は、発表場所を明らかにすること。

(投稿者の責任)

- 第5条 本研究紀要への投稿者は次の責任を負う。
- 1. 投稿論文は、自ら執筆し、論文の内容について自ら責任を負う。
 - 2. 投稿論文は、研究倫理を順守していること。
 - 3. 投稿論文は、利益相反への適切な対応がなされていること。

(発行の回数・方法及び掲載の期限)

- 第6条 本研究紀要は、年度内2回発行を原則とする。
- 2 発行の方法は、本学のホームページへの掲載によって行う。
 - 3 第2項に定めるホームページ上の掲載は5年とし、経過したものは削除する。
 - 4 発行した研究紀要のPDFデータは永久保存版として、図書館情報センター宮代図書館が保管する。

(編集責任者及び事務担当)

- 第7条 本研究紀要の編集責任者は図書館情報センター館長（編集委員長）とし、業務は図書館情報センター業務課が担当する。

(投稿の申込)

- 第8条 投稿は、指定された期日（概ね1箇月前）までに、「投稿申込書」を図書館情報センター業務課窓口（宮代図書館）に提出すること。

(投稿者の原稿)

- 第9条 投稿にあたっては「投稿の手引き」を順守すること。

(論文原稿の提出)

- 第10条 投稿原稿は、締め切り期限までに図書館情報センター業務課（宮代図書館）へ提出すること。

- 2 原稿の提出は、USBメモリーやCD-R等の電子媒体とし、出力した紙媒体の原稿も添えること。

(採否の決定)

- 第11条 提出された原稿の研究紀要掲載の採否は、研究紀要編集委員会の審査（関連分野教員の査読を含む）により決定する。

- 2 査読者は、研究紀要編集委員会で最適な学内者を決定し、依頼する。
- 1. 査読者は、自らが査読している内容について口外してはならない。
 - 2. 査読者は必要に応じて、執筆者と論文内容について、紀要編集委員会を介して応答を行う。
- 3 査読者の意見を踏まえ、紀要編集委員会で検討し、委員長（編集長）が掲載の可否を決定する。
- 4 審査時、掲載論文の種類に関しても決定する。
- 5 研究紀要編集委員会は必要に応じて原稿内容の修正を求める。

附則

- 1. この規程は令和3年1月1日から施行する。
- 2. この規程の所管は図書館情報センター業務課とする。
- 3. この規程の改廃は、図書館情報センター運営委員会の議を経て行う。

福島学院大学研究紀要

第 69 集

令和 7 年 12 月 30 日 発行

発行者 福島学院大学 研究紀要編集委員会

〒 960-0181 福島県福島市宮代乳児池 1-1
電話 024-553-3221

編集 梅宮れいか (編集委員長)

編集補助 善方和美 (図書館情報センター主事)

PDF 作製 図書館情報センター

Summary Study Report

CONTENTS

■ Articles

A study on schools, kindergartens, classes and childcare that foster "the zest for life" (Part 1)

～ Based on changes in the curriculum guidelines and educational guidelines
and various issues related to developing "zest for life" ～

Osamu SHIGIHARA 1

The Current Situation and Issues of Off-the-Job Training for Childcare

Professionals in Prefecture A. : Based on a Survey of Training Implementation by
the Prefecture, Selected Municipalities, and Related Organizations

Kumeo SUZUKI 11

The Impact of the Great East Japan Earthquake and the Fukushima

Nuclear Accident on Regional Child-Related Indicators

Yuriko KOJIMA 25
Shuei ONO
Satomi SUZUKI
Tokio UCHIYAMA

Proposal on Future Support for Evacuees within Fukushima Prefecture Following

the Great East Japan Earthquake and Nuclear Accident

～ Based on Considerations of Solving Daily Life Challenges (Individual Support) and
Community Building (Regional Support) ～

Yasuo SEKI 35

An attempt to develop an auxiliary health checkup tool for 5-year-old children:

Creating a prediction model for school maladjustment using machine learning.

Shuei ONO 47
Takaki NOMURA
Chikako SATO

■ Regulations 60

Fukushima College Summary Study Report Editorial Committee
Chief Editor ; Reika UMEMIYA(Executive Director / Graduate School Professor)

1-1 Chigoike,Miyashiro,Fukushima City, Fukushima 9600181 Japan